# ＪＡ滋賀蒲生町の現況

# Disclosure 2018

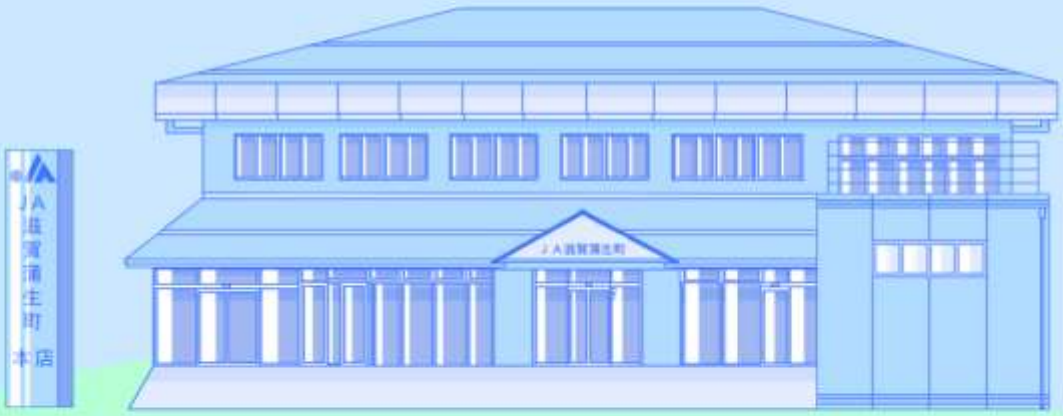


ＪＡ滋賀蒲生町農業協同組合

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA 滋賀蒲生町は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめた冊子を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますと共に、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 7 月　滋賀蒲生町農業協同組合

（注）本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## Ｊ　Ａ　綱　領
### ― わたしたち JA のめざすもの ―

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

１．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
１．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
１．JA への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
１．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
１．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

滋賀蒲生町農業協同組合　本店

# 目　次


**ごあいさつ**

１．経営理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．経営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３．JA の組織の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
４．事業の概況（平成 29 年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
５．農業振興活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
６．地域貢献情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
７．リスク管理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
８．自己資本の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
９．主な事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

**【経営資料】**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

Ⅰ　決算の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
Ⅱ　損益の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
Ⅲ　事業の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
Ⅳ　経営諸指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
Ⅴ　自己資本の充実の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61
Ⅵ　役員等の報酬体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

# ごあいさつ

組合員、地域の皆様には、日ごろから JA 滋賀蒲生町の事業全般の運営にそれぞれの立場で参画いただきありがとうございます。

平成 30 年 6 月 18 日に発生したマグニチュード（M）6.1 の大阪府北部の地震では、7 月 5 日時点で、死者 4 人、負傷者 434 人、住家被害は全壊 9、半壊 87、一部損壊 27,096 もの被害を出しました。

また、平成 30 年 7 月 5 日には、西日本を中心に、記録的大雨で土砂崩れや水害が相次ぎ、５日以降、共同通信のまとめでは広島県、愛媛県、大阪府、滋賀、兵庫、岡山各県合わせて死者・行方不明者が 200 名を超えるなど自然災害が続いております。

被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

当ＪＡは、こうした自然災害から蒲生地域の土地や農業を守り、農産物の安定生産と組合員の豊かな生活を実現するため、皆様と共に一生懸命取り組んでまいる所存です。

さて、平成 29 年度は、６次化の拠点として計画していました集荷場と加工場を併設した直売所を完成させて頂きました。

直売所（旬菜館さくら）は「集まる」をテーマに生産者・消費者が集まり、事業活動と地域活性化の拠点を目指して運営を進める所存です。

また、平成 28 年度から改正農協法が施行され事業運営原則の明確化・役員構成・公認会計士による監査への移行、コメ政策の変更等、農業・JA をめぐる情勢が大きく変化している中で、平成 29 年度決算において、安定的に余剰金を計上し、内部留保や皆様への配当が出来た事は、日ごろの組合員・利用者の皆様のご理解と事業利用の賜物であると感謝申し上げます。

本冊子は、ＪＡ滋賀蒲生町の経営方針、事業の内容、平成 29 年度の業績・自己資本の充実の状況をとりまとめ、皆さまにＪＡ滋賀蒲生町をより深くご理解いただくために作成したものでございます。この冊子により、皆さまの当ＪＡに対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

平成 30 年 7 月

滋賀蒲生町農業協同組合

代表理事組合長　谷口　信樹

## １．経営理念

私たちは「誠心」「誠意」を信条に、時代を見据えた協同活動を展開し、着実に豊かな地域社会づくりをリードします。

JA の経営ビジョン

「誇りと信頼度№１を目指します。」

１．礼儀正しく、親切・誠実・公平な態度で明るさを持って組合員対応をする。

２．人間的な信頼関係を築き、組合員とのふれあいを深める。

３．業務に精通し、迅速にして正確・丁寧に責任を持って業務を遂行する。

４．「自己啓発計画」を樹立・実践し、職務に必要な知識・技能・態度の向上を図る。

５．職場規律を守り、意志疎通と協調によって職場の活性化を図る。

６．組合員の財産である組合の施設、機械器具、備品など大切に維持保管する。

７．家族を含め心身の健康管理に努め、常に意欲を持って与えられた職務に取り組む。

JA 滋賀蒲生町
イメージキャラクター
あかねっ娘

## ２．経営方針

メインテーマ　第６次中期経営計画

1. JA 地域農業戦略：農家組合員の所得増加と農業生産の拡大

   集落営農法人との連携により、担い手組織の許可に取り組みます

2. JA 地域くらし戦略：総合事業による地域の活性化とくらしの支援

   「集まる」≪場≫の提供により豊かでくらしやすい地域社会の実現に取り組みます

3. JA 基盤経営戦略：自己改革を支える JA 経営基盤の強化

   JA 経営の健全性向上とコンプライアンス体制の強化に取り組みます

基本活動

1. JA 地域農業戦略
   - 担い手経営のニーズに応える個別対応力の強化
   - 実需者ニーズに基ずく多様な経営方式による販売力強化
   - 生産から販売までのトータルコストの低減の取組み
   - 多様な担い手の営農活動支援、集落機能維持等への役割発揮の支援
   - 営農、経済事業への事業強化への取組み

2. JA 地域くらし戦略
   - 地域実態・ニーズをふまえた JA 事業と JA くらしの活動の展開
   - JA くらしの活動を通じた地域コミュニティーの活性化への取組
   - 食と農、地域と JA を結ぶ取組みの実践

3. JA 経営基盤戦略
   - 次代へつなぐ組織基盤強化・組織活動支援の実践
   - JA 経営の健全性向上の実践
   - 協同組合としての意識改革と部署単位での「活力ある職場づくり」の実践

## ３．JA の組織の概要

（１） JA のプロフィール

| | | | |
|---|---|---|---|
| ◇正 式 名 称 | 滋賀蒲生町農業協同組合 | ◇組 合 員 数 | 2,621 人 |
| ◇設　　立 | 昭和 41 年 2 月 | ◇役　員　数 | 16 人 |
| ◇本店所在地 | 東近江市市子殿町 240 番地 | ◇職　員　数 | 50 人 |
| ◇出　資　金 | 4.8 億円 | ◇施設拠点数 | 1 施設 |
| ◇総　資　産 | 377.3 億円 | | |
| ◇単体自己資本比率 | 20.46％ | | |

（２） 機構図（平成 30 年 6 月 24 日現在）

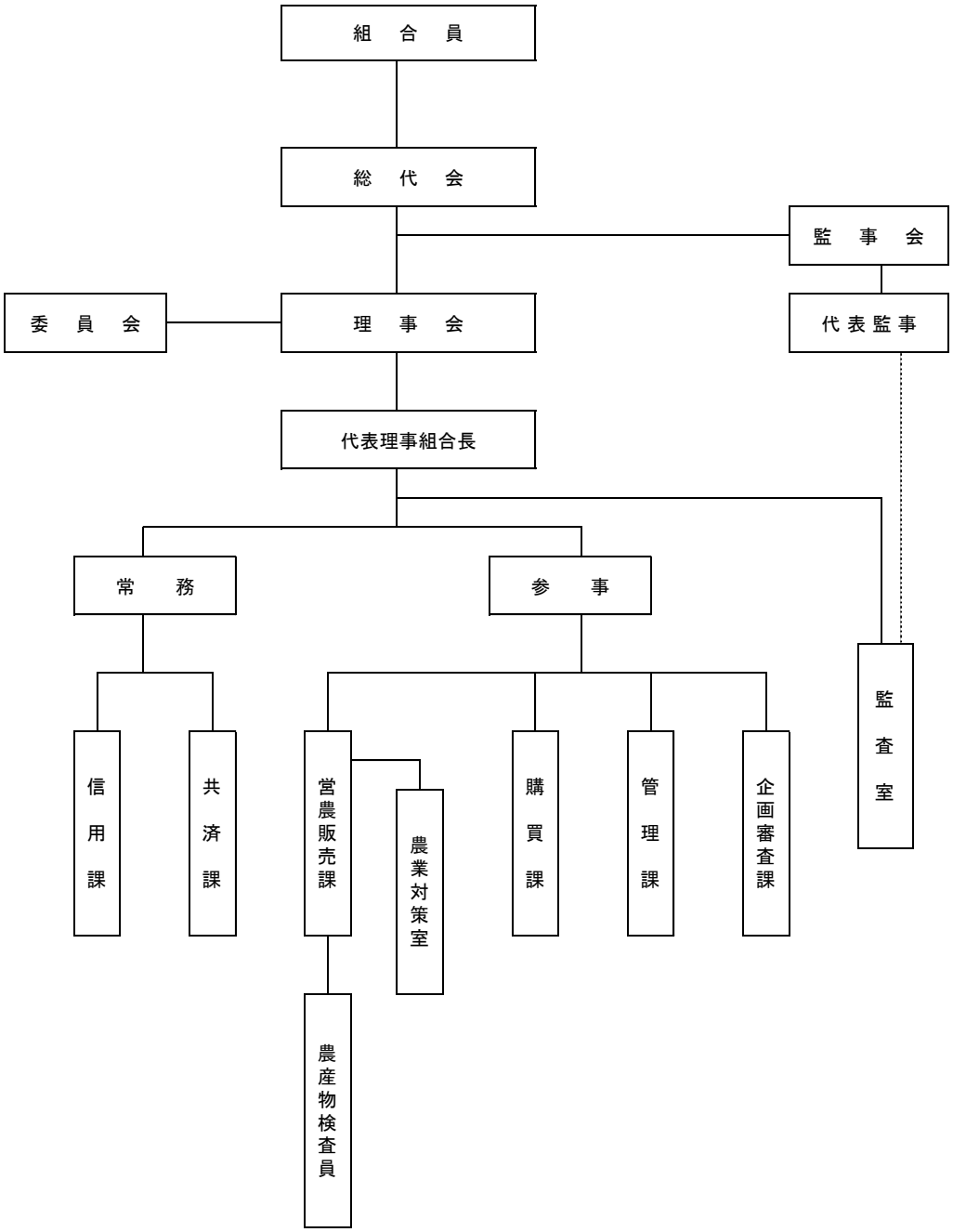

（３） 役員構成（役員一覧）

（平成 30 年 6 月 24 日現在）

| 区分 | | | | | 氏名 | 就任年月日 | 任期満了年月日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役職名 | 常勤・非常勤の別 | | 代表権の有 | | | | | |
| | 常勤 | 非常勤 | 有 | 無 | | | | |
| 代表理事<br>組合長 | ○ | | ○ | | 谷口　信樹 | 平成30年6月23日 | 平成33年総代会終了時 | 実務精通役員 |
| 理　事 | ○ | | | ○ | 森　隆一郎 | 平成30年6月23日 | 平成31年総代会終了時 | 理事(兼)<br>常務(学経役員) |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 田中　政美 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 管理委員会・委員長 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 山中　新一 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 金融委員会・委員長 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 野村　秀平 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会・委員長<br>くらしの委員会・委員長 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 村井　稔和 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 管理委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 津田　長寿 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 金融委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 上野　博文 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 山田　善一 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 奥村美佐尾 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会<br>くらしの委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 望田眞知子 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会<br>くらしの委員会 |
| 理　事 | | ○ | | ○ | 野村　保子 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 経済委員会<br>くらしの委員会 |
| 理　事 | ○ | | | ○ | 井田　定嗣 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 理事(兼)<br>参事(学経役員) |
| 監　事 | | ○ | | | 中江　一郎 | 平成30年6月23日 | 平成31年総代会終了時 | 代表監事 |
| 監　事 | | ○ | | | 市川　雅人 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | |
| 監　事 | ○ | | | | 田村　　彰 | 平成29年6月24日 | 平成32年総代会終了時 | 実務精通役員<br>(学経役員)「員外監事」 |

（４） 組合員数

（単位：人、団体）（平成 30 年 3 月 31 日現在）

| 資格区分 | | | 前期末 | 当期加入 | 当期脱退 | 当期末 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 正組合員 | 個人 | | 755 | 4 | 26 | 733 |
| | | （うち女性） | 130 | 2 | 6 | 126 |
| | 法人 | 農事組合法人 | 18 | 3 | 1 | 20 |
| | | その他の法人 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| | 計 | | 777 | 7 | 27 | 757 |
| 准組合員 | 個人 | | 1,770 | 111 | 41 | 1,840 |
| | | （うち女性） | 546 | 61 | 8 | 599 |
| | その他の団体 | | 24 | 0 | 0 | 24 |
| | 計 | | 1,794 | 111 | 41 | 1,864 |
| 合計 | | | 2,571 | 118 | 68 | 2,621 |
| 備考：当期末正組合員戸数 | | | 545戸 | | | |
| 当期末准組合員戸数 | | | 1,459戸 | | | |

（５）組合員組織の状況

（単位：人）（平成 30 年 3 月 31 日現在）

| 組織名 | 構成員数 |
|---|---|
| 活活楽楽篤農クラブ（担い手部会） | 106 |
| 旬菜館さくら出荷協議会（産直部会） | 96 |
| 蒲生あかねいちじく生産出荷組合 | 8 |
| 年金受給者友の会 | 1,846 |
| JA滋賀蒲生町共済(優友会) | 391 |
| カルチャースクール(参加人数) | 84 |
| 元気高齢者のつどい(参加人数) | 73 |
| くらし活動(参加人数) | 174 |

※当 JA の組合員組織を記載しています。

（６）特定信用事業代理業者の状況

・該当する代理業者はありません。

（７）地区一覧

東近江市
鋳物師町　蒲生岡本町　上麻生町　下麻生町　蒲生大森町　大塚町　田井町　鈴町
蒲生堂町　宮川町　外原町　宮井町　葛巻町　横山町　合戸町　上南町　市子沖町
市子殿町　市子松井町　市子川原町　平林町　石塔町　綺田町　蒲生寺町
桜川東町　桜川西町　川合町　木村町　稲垂町

（８）店舗等のご案内

（平成 30 年 3 月現在）

| 店舗及び事務所名 | 住　所 | 電話番号 | ＡＴＭ（現金自動化機器）設置・稼働状況 |
|---|---|---|---|
| 本店 | 東近江市市子殿町 240 番地 | 0748-55-1171 | 2 台 |
| 旧東支所 | 東近江市桜川西町 79 番地 | 050-5802-4747 | １台 |
| 西ふれあい店 | 東近江市鋳物師町 725 番地 | ― | １台 |

## ４．事業の概況（平成 29 年度）

日本経済は、「12 月の日銀報告で景気は緩やかな回復基調が続いている」としているものの、個人消費や企業の設備投資は依然伸び悩んでいる状態です。また、欧州（ＥＵ）との経済連携協定（ＥＰＡ）交渉は 12 月には最終合意されました。一方 TPP 交渉では、米国を除く１１ヵ国が名称をＣＰＴＴＰ（包括的及び先進的な環太平洋連携協定）として、今年 3 月に協定署名式が行われ締結したが、トランプ米大統領の「米国の意向が反映されれば、復帰も検討」と発言があり可能性は小さいもののＴＰＰ参加国に大きな影響を与えるとともに、日米 2 国間による貿易の自由化（FTA）交渉の要求も徐々に聞こえつつあり予断を許さない状況が続いています。

また、国内では平成 28 年度は改正農協法が施行され事業運営原則の明確化・役員構成・公認会計士による監査への移行など大幅な改正が行われました。さらに、5 年の間に「自己改革」について正・准組合員のみなさまへアンケート調査を実施し検討を加え、結論を得る。とされていて「JA はよくやっている」「地域に JA は必要だ」と評価を頂けるよう努力を続けているところでございます。

この様な中、平成 29 年度は、滋賀県の米の作況指数は「平年並み」の 100 となりました。平成 29 年産米の相対取引価格は、生産調整の効果や業務用需要の増大等により、平成 26 年産の最低価格よりは回復基調にあります。また、少しでも農家組合員のみなさまの所得向上に、契約栽培や野菜の促進にも取組んで参りました。更に、6 次化の拠点として計画していました集荷場と加工場を併設した直売所も完成をしました。「農家組合員のみなさまが集まる。」「地域のみなさまが集まる。」農家組合員と地域のみなさまがつながり、地域や地域農業活性化の拠点として位置付けて参りたいと考えていますので、今後もご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年度につきましては、事業利益で 6,224 万円、経常利益で 8,211 万円、当期剰余金としまして 1,230 万円、当期末の未処分剰余金といたしまして、1 億 5,390 万円を計上させていただくことができました。これもひとえに組合員のみなさまをはじめ当 JA をご利用頂きましたみなさまのご理解とご支援の賜と厚く感謝を申し上げます。

**事業実績**　（単位：千円）

| 区分 | 項目 | 25年 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度（当期） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 信用事業 | 貯　　金 | 26,066,056 | 27,034,106 | 29,779,396 | 32,889,800 | 34,817,922 |
| | 預　　金 | 20,904,410 | 22,097,186 | 24,881,287 | 27,746,740 | 30,170,886 |
| | 貸　出　金 | 4,628,971 | 4,259,362 | 3,877,165 | 3,648,659 | 3,469,531 |
| | 有 価 証 券 | 1,343,550 | 1,537,591 | 1,881,245 | 2,339,578 | 1,822,860 |
| 共済事業 | 長期共済保有高 | 85,507,067 | 83,239,022 | 80,935,304 | 79,058,854 | 76,616,984 |
| | 短期共済新契約掛金 | 184,775 | 190,536 | 194,019 | 191,150 | 195,892 |
| 購買事業 | 購買品供給・取扱高 | 666,232 | 535,856 | 518,477 | 523,158 | 489,053 |
| 販売事業 | 販売品販売・取扱高 | 797,372 | 816,633 | 729,460 | 744,796 | 825,711 |

## ５．農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取組み

生産履歴記帳運動を実施し、安全・安心の JA 米の確立と農家へのポジティブリスト制度へ対応と啓発に努めております。

◇担い手・特定農業団体への支援

従来の農家へのサービスの充実に努めるほか、新たな政策に対応して、専任の担い手担当を配置し、直播き栽培やフレコン集荷、特産大豆の機械化等担い手・特定団体の営農活動の省略化に重点をおいて実施しております。

◇直売所（旬菜館さくら）、地産地消・食育の取組みなど

旬菜館さくらにて新鮮野菜を地元の消費者や学校給食に供給しております。農協においては、農家に手作り味噌教室の実施や地元消費者に精米や味噌を供給しております。また、地元小学校・生協等での体験水田の支援などの活動をしております。

◇農業関連融資の状況

農業関係への 29 年度融資として、日本政策金融公庫資金として 19,023 千円融資しております。農業関係への融資残高は 241,140 千円となっております。

## ６．地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

- 環境問題への取組み状況

  地域清掃のエコフォスターの実施（毎月）および環境に配慮した環境こだわり農産物の支援、廃棄プラスティック・農薬の回収等を行っています。
- 各種募金活動・公益団体等への寄付

◇地域貢献情報

- 地域からの資金調達の状況

  組合員や地域の方からお預かりしております貯金は平成 30 年 3 月末で 30,446,023 千円です。
- 地域への資金供給の状況

  組合員や地域の方および管内の地方公共団体等に融資しております貸出金は、平成 30 年 3 月末で 3,469,531 千円です。
- 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）など

  カルチャー教室やグランドゴルフ大会、健康診断の実施及び少年スポーツ大会への支援等を実施しています。

▲ 小学校児童の農業体験支援

▲ 年金受給者への花の苗プレゼント

# ７．リスク管理の状況

## Ⅰ．リスク管理体制

### １．リスク管理の基本的考え方

（１）重要な運用方針の決定

年次運用方針等の重要な運用方針はALM委員会において協議し、この結論を踏まえて理事会で決定しています。

（２）相互牽制機能の発揮

運用方針の決定とその執行およびリスク管理機能を分離し、相互に牽制しあうことにより十分なリスク管理を行っています。具体的には、四半期運用方針等の意思決定はALM 委員会、執行は運用担当部（注１）、リスク管理はリスク管理担当部（注２）が担当しています。

また、組合内で定期的な内部監査を行い、運用業務が適切に行われているかチェックに努めています。

（注１）運用にかかる執行と後方事務は、それらの機能を課単位で分離しています。課単位で分離が困難な場合は、少なくとも担当者単位で分離をしています。

（注２）運用とリスク管理はそれらの機能を課単位で分離。ただしリスクが限定的でかつ、リスク管理上支障がないと認められた場合は、担当者単位での分離も例外的に認めています。

（３）リスク情報の経営層への報告

運用担当部は、余裕金運用に関するリスク情報について定期的にリスク管理担当部へ報告しています。

リスク管理担当部は、その内容を評価・分析のうえ組合長・担当理事へ報告し、四半期ごとに ALM 委員会へ報告しています。また委員会での協議結果は理事会・監事へ報告しています。リスク情報は以下のとおりとしています。

①運用実績(残高の増減、期間収益等の状況)
②運用・調達全体における金利感応度分析(ALM 分析資料)
③有価証券の評価損益の状況
④金融機関、債権発行体等に対する与信状況
(発行体ごとの与信残高及び銘柄または発行体の格付け状況等を含む)
⑤その他リスク管理上必要と判断される情報

### ２．リスク管理体制

（１）理事会・監事

ａ 理事会は、ALM 委員会からリスク情報の報告を受け、これを踏まえて余裕金運用にかかる方針を最終的に決定しています。

ｂ 監事はリスク情報の報告を受け、業務執行の的確性等をチェックしています。

（２）ALM 委員会

ａ 位置づけ

ALM 委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行います。

ｂ 目的

ALM 分析・方針・経済金融見通し、及びリスク情報の検討を踏まえ、有価証券等余裕金の具体的な運用方針・計画を協議・決定します。

ｃ 構成員

組合長、担当理事、リスク管理担当課長、運用担当課長、金融(貯金・貸出)担当課長等で構成し、組合長・担当理事が招集し、原則四半期に１回開催することとし必要に応じて随時開催しています。

（３）リスク管理担当部

資産・負債及び損益に関する全体企画・管理のほか、運用担当部と独立したモニタリング部署として、リスク情報を集中管理する。ALM 委員会の事務局機能を担います。

## ３．管理対象リスク

（１）金利変動リスク

市場金利の変化により、期間収支や有価証券の価値(評価損益)が変動するリスクであり、運用・調達の全体債権及び公社債が管理対象となります。

（２）信用リスク

取引先や債権発行体が破産その他の理由により債務不履行を起こし、預け金や有価証券の元利金の回収ができなくなるリスクであり、系統外預け金等が管理対象となります。

## ４．各種リスクの具体的管理方法

（１）金利変動リスクの管理

組合の運用・調達構造と市場金利の変化により期間収支の影響及び債権、公社債の残高と実現損益・評価損益の状況を定期的に把握・報告しています。

（２）信用リスク管理

系統外預け金、金融債については、取得に際して格付け基準(実質的に信用リスクの分散がなされている場合を含む)を設定するとともに、発行体ごとに与信状況を定期的に把握・報告しています。

# Ⅱ．リスク管理手順

## １．年次運用方針の決定

定款の規程により余裕金運用にかかる年次運用方針を理事会に附議し決定するにあたっては、以下のとおり行うこととしています。

（１）附議事項

ａ 余裕金運用の基本方針

ｂ 余裕金の運用方法

①金融債、社債、短期社債等及び買入金銭債権等の取得基準

②有価証券等の取引のうち行ってはならない取引

ｃ 当該事業年度において余裕金運用のための取引先として予定する金融機関、証券会社等の名称

ｄ 運用計画額及び運用方針

① 当該事業年度において見込まれる貯金及び定期積金の合計額、貸出金額並びに余裕金運用総額

② 当該事業年度において計画する余裕金運用の運用目的別及び運用対象別の運用金額・運用限度額及び運用方針

③ ②に基づく、保有目的区分別の運用金額及び運用方針

④ 保有する有価証券等に係る保有目的区分

⑤ 余裕金運用規程に定める格付・保有限度額制限の特例承認

（２）決定の手順

ａ　年次運用方針原案の作成

運用担当部は経済金融見通し及びリスク情報の分析を踏まえ、リスク管理担当部と協議のうえ、年次余裕金運用方針原案を作成します。

ｂ　ALM 委員会における協議と理事会附議

ALM 委員会は年次運用方針原案を十分に協議し、原案を決定のうえ理事会へ附議しています。

## ２．四半期運用方針・計画の決定

運用担当部は年次運用方針に基づき、経済金融見通しの検討等を踏まえ、リスク管理担当部と協議のうえ四半期ごとに運用方針と残高計画を作成することとし、その方針・計画を ALM 委員会で協議・決定しています。

（１）協議・決定事項

当該四半期に運用する預け金、取得する有価証券及び買入金銭債権等の種類、年限、保有目的区分、時期、格付等の運用方針・計画

（２）理事会報告

ALM 委員会における協議・決定後、運用方針・計画を理事会へ報告します。

（３）市場急変時の ALM 委員会の開催

市場金利の急激な変動及び与信額の格下げ等信用状況に大きな変化が生じた場合には、運用担当部は速やかに組合長・担当理事及びリスク管理担当部へ報告する。組合長・担当理事は、随時ＡＬＭ委員会を開催します。

## ３．運用実績及びリスク情報の管理・報告

（１）運用実績の管理＜月次管理・月次報告＞

運用担当部は、毎月末、余裕金の運用目的別運用対象別の運用額、実現損益、評価損益、限度額使用状況等の実績の取りまとめを行い、リスク管理担当部へ報告しています。リスク管理担当部は、その内容を評価・分析のうえ組合長・担当理事まで報告し、また、四半期ごとに ALM 委員会及び理事会へ報告しています。

なお、余裕金の運用目的別及び運用対象別の運用額が方針で定められた運用限度額に達した場合、もしくは余裕金運用規程に定める格付・保有限度額に抵触した場合には、運用担当部は、速やかに組合長・担当理事及びリスク管理担当部へ報告する。組合長・担当理事は ALM 委員会を招集し今後の対応について協議となります。

（２）金利変動リスクの管理＜月次管理・月次報告＞

運用担当部は、毎月末、有価証券の評価損益額について取りまとめを行い、リスク管理担当部へ報告しています。

リスク管理担当部は、その内容を評価・分析のうえ、組合長・担当理事まで報告する。また、組合の運用・調達全体の金利感応度等の状況に合わせて、四半期ごとに ALM 委員会及び理事会へ報告しています。

（３）信用リスクの管理＜月次管理・月次報告＞

運用担当は毎月末、金融機関、債権発行体に対する与信状況と格付動向等の取りまとめを行い、リスク管理担当部へ報告し、なお、買入金銭債権及び運用委託商品で特定銘柄に 10%を超えて投資されることが明らかなものについては、当該残高の合算管理の対象としています。

発行体に対して、貸出等の与信がある場合には、余裕金運用と貸出金を合算した総与

信額にも留意しています。
　リスク管理担当部は、その内容評価・分析のうえ、組合長・担当理事まで報告し、また、上記（１）と合わせて四半期ごとにALM委員会及び理事会へ報告しています。

## ４．売買の執行及び有り高管理等におけるリスク管理

　有価証券の売買及び管理に関しては、組合で定めた職制規程及び事務取扱いに関する手続に従い処理を行いますが、リスク管理の観点から以下の事項に留意しています。

（１）約定・稟議
　ａ　権限者への稟議
　　運用担当者は月次運用方針・計画に基づき上席者と協議して個々の売買の約定を行い、売買する有価証券等の種類、銘柄、保有目的区分等、直ちに照合したうえで保管しています。
　ｂ　取引報告書との照合
　　取引証券会社等から送付される取引報告書は、運用担当部以外の部署(少なくても運用担当　者以外の者)が受け取り、稟議内容との整合性を直ちに照合したうえで保管しています。

（２）在り高管理等
　ａ　在り高の管理
　　保有する現物、登録債及び振替債等については運用担当部以外の部署(少なくても運用担当者以外の者)が保管・管理しています。
　ｂ　定期的な残高照会
　　運用担当部以外の部署(少なくても運用担当者以外の者)が定期的に在り高を元帳と照会する。また、少なくても年一回(本決算時等)残高証明書を徴求し、元帳との照合を行っています。

## ５．自己検査

　自己検査を定期的に実施することにより、自己防止、業務運営能力の向上を努めています。

（１）自己検査の頻度
　　運用担当部において年１回以上自己検査を実施しています。

（２）検査結果の報告・事後処理
　　運用担当部は検査結果を運用部門担当理事・内部監査担当部へ報告し、内部監査担当部は監事へ報告しています。
　　問題が発見された場合には、運用担当部は直ちに事後の改善策を講じ、運用担当理事、内部監査担当部へ報告する。内部監査担当部は組合長・監事及び理事会等へ報告することとなっています。

## ６．オペレーショナル・リスク管理

　オペレーショナル・リスクとは業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事業による損失を被るリスクのことです。
　当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その

有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

**◇法令遵守体制**

［コンプライアンス基本方針］

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取組みます。

［コンプライアンス運営態勢］

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンスの推進を行うため、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、信用事業につきましては、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに信用事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「JA バンク苦情受付窓口」を設置しています。

**◇金融ＡＤＲ制度への対応**

①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口(電話：0748-55-1171(月～金　9 時～5 時))

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

滋賀弁護士会(電話：077-522-3238)
京都弁護士会(電話：075-231-2378)

①の窓口または滋賀県 JA バンク相談所(電話：077-521-1911)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

- 共済事業

(一社)日本共済協会　共済相談所(電話：03-5368-5757)
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構(電話：本部 0120-159-700)
(公財)日弁連交通事故相談センター(電話：本部 0570-078-325)
(公財)交通事故紛争処理センター(電話：東京本部 03-3346-1756)
日本弁護士連合会　弁護士保険 ADR
(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

**◇内部監査体制**

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各

部門業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・事業所のすべてを対象とし、中期及び単年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ８．自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 29 年 3 月末における自己資本比率は 20.46％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資のほか、回転出資が含まれています。

○普通出資による資本調達額　　483,304 千円　（前年度　461,379 千円）

○回転出資による資本調達額　　17,881 千円　（前年度　26,258 千円）

当 JA は「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成 28 年度より 3 か年計画で増資運動に取り組んでおり、平成 29 年度末の出資総額は、前年度対比 21,925 千円増の 483,304 千円になっています。

## ９．主な事業の内容

［信用事業］

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中央金庫という 3 段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金等は別表（次頁）の通りです。

**主な貯金など**

| 項目 | | しくみと特色 | 期　　間 | お預入れ金額 |
|---|---|---|---|---|
| 総合口座 | 普通貯金 | 「貯めるお金」と「使うお金」を一つの口座で家計簿がわり財布がわりに上手に活かせる。余裕があれば定期貯金でどんどん増やし、使うときはご利用できて便利なｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞで引き出せます。給与・年金・配当金などを振込み指定すれば、自動的に入金され、公共料金、クレジットなどの支払いを自動的に行えますし、定期貯金のｾｯﾄで自動融資もご利用頂けます。 | いつでも出し入れ自由 | …1円以上 |
| | 期日指定定期貯金 | | 期日指定定期貯金・・・・・・最長3年<br>ｽｰﾊﾟｰ定期・大口定期貯金・・・・・・ 定型方式1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 | 期日指定定期貯金・・1千円以上300万円未満 |
| | ｽｰﾊﾟｰ定期 | | | ｽｰﾊﾟｰ定期・大口定期貯金・・1千円以上 |
| | 大口定期貯金 | | | |
| | 変動金利型定期貯金 | | | 変動金利型定期貯金・・1千円以上 |
| 普通貯金 | | 出し入れ自由としてご利用いただけます。また公共料金自動支払等各種ｻｰﾋﾞｽもご利用いただけます。 | いつでも出し入れ自由 | ・・1円以上 |
| 貯蓄貯金（Ⅰ型、Ⅱ型） | | 市場金利連動の普通貯金です。但し基準残高が30万円、10万円の2通があり選択してご利用頂きます。尚、ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞの利用もできます。 | 原則いつでも出し入れ自由 | ・・1円以上 |
| 納税準備貯金 | | 納税に充てる資金を預入するための貯金で利率も普通貯金より利率が高くて有利でかつ、利息に対し非課税扱いです。 | 預入自由です。 | ・・1円以上 |
| 通知貯金 | | 短期の余裕資金を高い利息で運用できます。 | 据置き7日以上 | ・・5万円以上 |
| 期日指定定期貯金 | | 1年ごとの複利計算で高利回り1年据置き後は一部払出も可能です。 | 満期日が自由に指定でき最長3年(1年経過後解約自由但し1ヵ月前に解約予告が必要) | ・・1千円以上300万円未満 |
| 自由金利型定期貯金(ｽｰﾊﾟｰ定期) | | ｽｰﾊﾟｰ定期は1千円からご利用いただける自由金利の定期貯金です。金利は原則毎週月曜日に変更しますが、市場情勢により週半ばに変更を行うこともあります。お預入期間中はお預入の金利をそのまま適用します。総合口座もご利用いただけます。 | 満期指定方式　1ヵ月超5年未満　定型方式1ヵ月～5年 | ・・1千円以上 |
| 変動金利型定期貯金 | | 大口資金適用に適した高利回りの貯金です。金利は、お預入時点の金利情勢により個別に決めさせていただきます。 | 満期日指定方式　1ヵ月超3年未満 定型方式1年、2年、3年 | ・・1千円以上 |
| 定期積金 | | 毎月・2ヵ月・3ヵ月毎に少しずつかけてまとまった資金財産作りができる。ﾎﾞｰﾅｽ併用もOKです。 | 6ヵ月～5年まで月単位 | ・・1千円以上1円単位 |

◇貸出金業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

| 種類 | | お使いみち | ご融資金額 | ご期間 |
|---|---|---|---|---|
| 担保貸付 | 定期貯金担保貸付 | お使いみちの制限はございません | 定期元金額に対し | 3年 |
| | 定期積金担保貸付 | | 定期掛込額 | 3年 |
| | 共済証書担保貸付 | | 約款貸付可能額に対し | 5年 |
| 住宅貸付 | 住宅ローン | 住居の新築、増改築 | 5,000万円 | 35年 |
| 農業貸付 | 営農ローン | 農機具・施設導入資金 | 300万円 | 7年 |
| | 農業生産 | 生産施設資材供給品 | 500万円 | 7年 |
| | 農業経営ローン | 営農資金 | 100万円 | 1年 |
| | 農業近代化 | 農業近代化設備・運転資金 | 別途お問合せください | |
| | 農林漁業 | 農業近代化設備 | 別途お問合せください | |
| | アグリマイティ資金 | 農業関連資金 | ・個人5,000万円<br>・法人、特定農業団体1億 | 20年 |
| | 農機ハウスローン | 農機具・施設導入資金等 | 1,800万円 | 10年 |
| | 農トラローン | 営農に関する農業用トラック資金 | 200万円 | 5年 |
| その他貸付 | フリーローン | 営農・営業・生活資金 | 300万円 | 5年 |
| | 自動車ローン | 自動車取得資金 | 1,000万円 | 10年 |
| | 教育ローン | 就学子弟の入学金・授業料 | 1,000万円 | 措置含15年 |
| | 団体貸付 | 組合員が構成する団体・その他団体 | 別途お問合せください | |
| | 総合口座貸越 | | 200万円 | |

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売をしております。

◇サービス・その他

当 JA では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込みサービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取扱いしております。また、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

◇系統セーフティネット（貯金者保護の取組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

①「JA バンクシステム」の仕組み

JA バンクは、全国の JA・信連・農林中央金庫（JA バンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を２つの柱としています。

②「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JA バンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JA バンク基本方針」を定め、JA の経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しい JA バンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JA バンク全体で個々の JA の経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

③「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため､JA バンクとして商品開発力･提案力の強化、共同運営システム[JASTEM システム]の利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

④貯金保険制度

貯金保険制度とは､農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

［共済事業］

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障しています。個人の日常生活を送るうえで必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

当 JA の共済事業では生命共済、建物更生共済、年金共済など一つの窓口で扱っており、きめ細かで総合的な保障の提供に努めております。

※ご注意　民間では保険といわれていますが JA では「共済」と呼んでいます。

・主な共済の種類

| 共済種類 | 内容 |
|---|---|
| 終身共済 | 終身にわたって被共済者のかたの死亡・第１級後遺障害の状態・重度要介護状態等を保障する共済です。(注１) |
| 一時払終身共済 | |
| 養老生命共済 | 被共済者の死亡・第１級後遺障害の状態・重度要介護状態等を一定期間保障し、満期時には満期共済金を支払う共済です。(注２) |
| 一時払養老生命共済 | |
| こども共済 | 教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第１級後遺傷害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。(注３) |
| 定期生命共済 | 被共済者の死亡・第１級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。 |
| がん共済 | 終身にわたって被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。 |
| 医療共済 | 被共済者の入院・手術・放射線治療を保障する共済です。(入院見舞保障や先進医療保障の付加も選択できます。) |
| 介護共済 | 終身にわたって被共済者が公的介護保険制度における要介護２以上に認定された場合や、所定の重度要介護状態を保障する共済です。(注４) |
| 一時払介護共済 | |
| 建物更生共済 | 火災、地震、自然災害による建物の損害に対して保障する共済です。 |
| 自動車共済 | 自動車事故の様々なリスクに備えるための共済です。 |
| 自賠責共済 | 自動車の運行によって他人を死亡させたり負傷させたりしたために、自動車の保有者または運転者が損害賠償責任を負った場合の損害（対人賠償）を保障する共済です。 |

◇JA 共済の仕組み JA 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

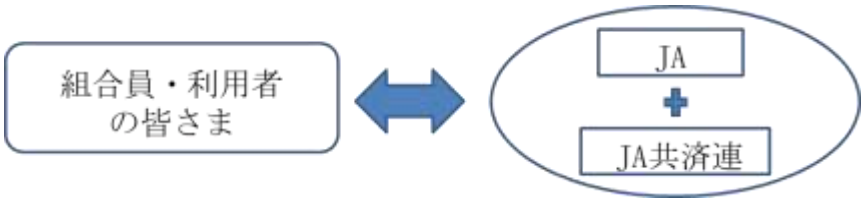


JA　　：JA 共済の窓口です。
JA 共済連：JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています

（注１）一時払終身共済は死亡のみ保障します。
（注２）一時払養老生命共済は死亡のみ保障し、満期時には満期共済金を支払います。
（注３）養育年金特則を付加した場合、共済契約者の死亡・第１級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。
（注４）一時払介護共済は被共済者の死亡時に給付金をお支払いします。

[購買事業]
当 JA では組合員の皆さまに肥料・農薬を中心に生産資材商品の提供を行うと共に、燃料やＬＰガスといった生活に関わる商品や、安全安心なお米など食料品の提供にも努めています。
また、葬祭事業ではホール葬、自宅葬共に顧客の負担を軽減し、ニーズに合わせた安心プランを提供しています。

[営農指導・生活指導事業]
①営農指導
地域における米づくりの中心である担い手に、営農、経営、政策面での諸課題を解決して「売れる、米、麦、大豆」を目指した営農指導に取組みます。
営農のために水稲栽培指導や農家の経営指導等を行いながら、生産組織部会の支援、小麦・大豆・野菜・果樹の指導も努めています。また、食農プランの実践を図っています。
②生活指導
女性が集える場所を提供し積極的に参画しやすい、お花教室、はなむすび教室・ヨガ教室等のカルチャースクールの開講を行っています。

[販売事業]
農家で生産されたお米を当 JA は委託を受け消費者をはじめ卸の方に出荷販売しております。均質でおいしい味のお米を食べて頂くために生産・出荷に心がけております。みなさんにきっと喜んで頂けるものと思っております。
売れる蒲生米・消費者が求める蒲生米に向けて安全・安心対策はもとより、ニーズに即応した品質の向上を目指し、喜ばれる蒲生米の安定供給を通じて、消費者とより一層の信頼の構築に向けた取組みを行います。

[倉庫事業]
当 JA は倉庫事業を営んでおりますが寄与されています農産物のみを取り扱っており、その保管・入出庫業務を展開しております。

[利用事業]
農家組合員に次の５つの利用事業を行っております。
１．カントリー事業
大規模穀類乾燥調製貯蔵施設　（お米の乾燥施設です）
麦乾燥調製施設　（小麦の乾燥施設です）
２．育苗センター事業
水稲育苗管理施設　（お米の苗を作り農家とオペレーターとの連絡調整を行います）
３．農作業受委託事業
大豆用機械の貸し出し及び委託農家とオペレーターとの連絡調整を行います。
４．葬祭事業
組合員の負担を軽減し、安心してご利用して頂く葬祭ホール（JA ホールがもう）を完備しております。また、自宅葬の祭壇もご用意しております。
５．直売所事業
新鮮で安心・安全な野菜・花卉・果物を販売しています。

[加工事業]
地元特産の「錦大豆」を使用した、安全・安心な「佐久良川みそ」を地域・学校給食等に提供しています。
みそ加工施設・精米加工施設を設置運営しております。

[農地利用集積円滑化事業]
圃場(田んぼ)の貸し手・借り手の調整役を行い、また、受託農家の集積調整も行います。
耕作放棄地発生ゼロに向け経営体の面積の集約及び調整を行います。

# 経　営　資　料

## Ⅰ　決算の状況


1. 貸借対照表　22
2. 損益計算書　24
3. キャッシュ・フロー計算書　26
4. 注記表　28
5. 剰余金処分計算書　48
6. 部門別損益計算書(平成 29 年度)　49
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認　50


## Ⅱ　損益の状況


1. 最近の５事業年度の主要な経営指標　51
2. 利益総括表　51
3. 資金運用収支の内訳　51
4. 受取・支払利息の増減額　51


## Ⅲ　事業の概況


1. 信用事業

（１）貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高　53
②　定期貯金残高　53

（２）貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高　53
②　貸出金の金利条件別内訳残高　54
③　貸出金の担保別内訳残高　54
④　債務保証の担保別内訳残高　54
⑤　貸出金の使途別内訳残高　54
⑥　貸出金の業種別残高　55
⑦　主要な農業関係の貸出金残高　55
⑧　リスク管理債権の状況　56
⑨　金融再生法開示債権区分に基づく保全状況　57
⑩　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況　57
⑪　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額　57
⑫　貸出金償却の額　57

（３）内国為替取扱実績　58

（４）有価証券に関する指標

①　種類別有価証券平均残高　58
②　商品有価証券種類別平均残高　58
③　有価証券残存期間別残高　59

（５）有価証券等の時価情報等

①　有価証券の時価情報等　59
②　金銭の信託の時価情報等　59
③　デリバティブ取引等　59


## Ⅳ　経営諸指標


1. 利益率　60
2. 貯貸率・貯証率　60


## Ⅴ　自己資本の充実の状況


1. 自己資本の構成に関する事項　61
2. 自己資本の充実度に関する事項　63
3. 信用リスクに関する事項　64
4. 信用リスク削減手法に関する事項　68
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項　69
6. 証券化エクスポージャーに関する事項　69
7. 出資等エクスポージャーに関する事項　70
8. 金利リスクに関する事項　71


## Ⅵ　役員等の報酬体系


1. 役員　72
2. 職員等　72
3. その他　72

# Ⅰ　決算の状況

## １．貸借対照表

（単位：千円）

| 資　　産 | | | |
|---|---|---|---|
| 科　　目 | 28年度<br>（平成29年3月31日） | 29年度<br>（平成30年3月31日） | 説　　明 |
| **1.信用事業資産** | **33,808,478** | **35,550,858** | |
| （1）現金 | 65,321 | 59,064 | 期末現在の手持ち現金 |
| （2）預金 | 27,746,740 | 30,170,886 | 信連・銀行などに預けている金額 |
| ①系統預金 | (27,746,739) | (30,170,786) | 信連預金 |
| ②系統外預金 | (1) | (100) | 銀行預金など |
| （3）有価証券 | 2,339,578 | 1,822,860 | |
| ①国債 | (99,570) | (102,410) | |
| ②地方債 | (2,136,778) | (1,521,370) | |
| ③政府保証債 | (103,230) | (100,320) | |
| ④特別法人債 | - | (98,760) | |
| （4）貸出金 | 3,648,659 | 3,469,531 | 組合員・団体など皆様にご利用頂いている貸出金 |
| （5）その他の信用事業資産 | 20,199 | 39,706 | |
| ①未収収益 | (11,811) | (12,065) | 当期の収益とすべき預金・貸出金の未収利息など |
| ②その他の資産 | (8,388) | (27,641) | |
| （6）貸倒引当金 | △ 12,019 | △ 11,189 | 信用事業債権の貸倒に備えた準備金 |
| **2.共済事業資産** | **19,141** | **19,853** | |
| （1）共済貸付金 | 15,589 | 15,292 | 共済加入者への貸付金 |
| （2）共済未収利息 | 160 | 147 | 共済貸付金の未収利息 |
| （3）その他の共済事業資産 | 3,392 | 4,413 | 当期の収益とすべき未収収益など |
| **3.経済事業資産** | **515,121** | **554,442** | |
| （1）経済事業未収金 | 128,783 | 124,425 | 購買事業等の未収金 |
| （2）経済受託債権 | 342,245 | 372,756 | 米・麦・大豆等の仮渡金・立替金など |
| （3）棚卸資産 | 35,890 | 48,710 | |
| ①購買品 | (30,428) | (42,945) | 期末に在庫となった購買品 |
| ②その他の棚卸資産 | (5,462) | (5,765) | 味噌加工および育苗センター原材料 |
| （4）その他の経済事業資産 | 11,810 | 17,553 | 経済事業未収収益・前払費用など |
| （5）貸倒引当金 | △ 3,607 | △ 9,001 | 経済事業債権の貸倒れに備えた準備金 |
| **4.雑資産** | **62,209** | **72,172** | |
| （1）雑資産 | 62,209 | 72,172 | 差入保証金・特例業務負担金など |
| **5.固定資産** | **527,660** | **666,224** | |
| （1）有形固定資産 | 527,104 | 665,853 | 建物・機械装置などの償却資産および土地 |
| ①建物 | (1,125,725) | (1,223,977) | |
| ②機械装置 | (598,645) | (646,682) | |
| ③土地 | (176,496) | (188,791) | |
| ④その他の有形固定資産 | (347,900) | (362,489) | |
| ⑤減価償却累計額 | (△ 1,721,662) | (△ 1,756,085) | 減価償却費の累計額 |
| （2）無形固定資産 | 556 | 370 | 県システム開発負担金などの形のない資産 |
| **6.外部出資** | **879,367** | **870,514** | |
| （1）外部出資 | 879,367 | 870,514 | |
| ①系統出資 | (847,797) | (838,944) | 全国連、県連合会などに払い込んだ出資金 |
| ②系統外出資 | (21,870) | (21,870) | 基金協会などに払い込んだ出資金 |
| ③子会社出資 | (9,700) | (9,700) | (有)アグリ蒲生に払い込んだ出資金 |
| **資　産　合　計** | **35,811,976** | **37,734,063** | |

（単位：千円）

| 負　債　・　純　資　産 | | | |
|---|---|---|---|
| 科　目 | 28年度<br>（平成29年3月31日） | 29年度<br>（平成30年3月31日） | 説　明 |
| **1．信用事業負債** | **32,997,939** | **34,924,905** | |
| （1）貯金 | 32,889,800 | 34,817,922 | 皆様よりお預りしている貯金 |
| （2）借入金 | 23,596 | 19,023 | 日本政策金融公庫資金からの借入金 |
| （3）その他の信用事業負債 | 84,543 | 87,960 | |
| ①未払費用 | ( 42,093) | ( 57,573) | 貯金・借入金の未払利息など |
| ②睡眠貯金払戻損失引当金 | | ( 12) | 睡眠貯金払戻損失に充てるための引当金 |
| ③その他の負債 | ( 42,450) | ( 30,376) | 信用仮受金・定期積金の給付補填備金など |
| **2．共済事業負債** | **198,177** | **208,591** | |
| （1）共済借入金 | 15,589 | 15,292 | 共済貸付のための借入金 |
| （2）共済資金 | 110,687 | 122,672 | 共済掛金の一時的預り金など |
| （3）共済未払利息 | 160 | 147 | 共済借入金の未収利息 |
| （4）未経過共済付加収入 | 69,904 | 68,931 | 共済付加収入で次期に繰り越すもの |
| （5）共済未払費用 | 93 | 95 | |
| （6）その他の共済事業負債 | 1,744 | 1,453 | 期末の未払費用など |
| **3．経済事業負債** | **112,138** | **103,271** | |
| （1）経済事業未払金 | 66,452 | 54,825 | 購買・販売事業などの未払金 |
| （2）経済受託債務 | 25,202 | 28,923 | 販売代金などで未精算のもの |
| （3）その他の経済事業負債 | 20,484 | 19,523 | 期末の未払費用・受入保証金など |
| **4．雑負債** | **86,690** | **46,092** | |
| （1）未払法人税等 | 10,045 | 12,035 | 法人税、住民税および事業税の未払額 |
| （2）その他の負債 | 76,645 | 34,057 | 未払金・仮受金など |
| **5．諸引当金** | **119,295** | **149,529** | |
| （1）賞与引当金 | 15,740 | 15,776 | 職員の賞与に充てるための引当金 |
| （2）退職給付引当金 | 100,897 | 76,924 | 職員の退職金に充てるための引当金 |
| （3）役員退職慰労引当金 | 2,658 | 345 | 役員の退職に備えた引当金 |
| （4）特例業務負担引当金 | - | 56,484 | 特例業務負担金に備えた引当金 |
| **6．繰延税金負債** | **6,998** | **6,057** | |
| **負　債　合　計** | **33,521,237** | **35,438,445** | |
| **1．組合員資本** | **2,184,575** | **2,242,087** | |
| （1）出資金 | 461,379 | 483,304 | 組合員の皆様からの出資金 |
| （2）回転出資金 | 26,258 | 17,881 | 事業利用分量配当を5年を限りに出資としてお預りしている額 |
| （3）資本準備金 | 332 | 332 | 有形固定資産の受贈益を積立てたもの |
| （4）利益剰余金 | 1,696,785 | 1,740,897 | |
| ①利益準備金 | ( 724,000) | ( 740,000) | 剰余金の中から定款によって定められた基準で積立てたもの |
| ②その他利益剰余金 | ( 972,785) | ( 1,000,897) | |
| 特別積立金 | 452,000 | 452,000 | 組合において任意に毎年度剰余金の10分の1以上積立てたもの |
| 施設改修等積立金 | 190,000 | 200,000 | 施設修繕・更新・施設稼動の事故処理等に備えた積立金 |
| 有価証券価格変動積立金 | 70,000 | 70,000 | 有価証券の損失発生に備えた積立金 |
| 固定資産減損積立金 | 40,000 | 50,000 | 減損会計の適用により減損損失発生時に備えた積立金 |
| 組織再編繰越積立金 | 50,000 | 60,000 | 組織再編にかかる事業費用を積立てたもの |
| 次期情報システム積立金 | 15,000 | 15,000 | 県統一情報システム更改にかかる必要経費を積立てたもの |
| 当期未処分剰余金 | 155,785 | 153,897 | |
| （うち当期剰余金） | ( 67,622) | ( 12,302) | |
| （5）処分未済持分 | △ 179 | △ 328 | 期中の任意脱退に係るJA譲受持分 |
| **2．評価・換算差額等** | **53,164** | **53,531** | |
| （1）その他有価証券評価差額金 | 53,164 | 53,531 | 有価証券の期末現在の評価差額金 |
| **純　資　産　合　計** | **2,237,739** | **2,295,618** | |
| **負債及び純資産合計** | **35,758,976** | **37,734,063** | |

## ２．損益計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 28年度<br>（平成29年3月31日） | 29年度<br>（平成30年3月31日） | 説　　明 |
|---|---|---|---|
| **１．事業総利益** | **590,588** | **576,140** | |
| （１）信用事業収益 | 284,209 | 292,128 | |
| 資金運用収益 | 268,168 | 254,138 | |
| （うち預金利息） | ( 143,659) | ( 144,564) | 信連・銀行等よりの受入利息 |
| （うち有価証券利息） | ( 29,506) | ( 25,005) | 組合が取得した有価証券の受入利息 |
| （うち貸出金利息） | ( 61,351) | ( 51,119) | 利用して頂いた貸付金の受入利息 |
| （うちその他受入利息） | ( 33,652) | ( 33,450) | |
| 役務取引等収益 | 4,949 | 5,029 | 為替手数料や収納手数料など |
| その他事業直接収益 | | 11,316 | 有価証券売却益 |
| その他経常収益 | 11,092 | 21,645 | 利息や手数料以外の収益 |
| （２）信用事業費用 | 72,363 | 71,150 | |
| 資金調達費用 | 48,654 | 47,141 | |
| （うち貯金利息） | ( 46,923) | ( 45,770) | 皆様の貯金に対して支払った利息 |
| （うち給付補填備金繰入） | ( 776) | ( 675) | 皆様の定期積金貯金に対して支払った利息 |
| （うち借入金利息） | ( 731) | ( 562) | 借入金に対して支払った利息 |
| （うちその他支払利息） | ( 224) | ( 134) | 貸付留保金などに対して支払った利息 |
| 役務取引等費用 | 3,709 | 3,732 | 為替手数料や収納手数料などにかかる費用 |
| その他事業直接費用 | | 500 | 有価証券売却損 |
| その他経常費用 | 20,000 | 19,777 | 電算処理料、リース料、保守費用、貯金保険 |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (△ 760) | ( △ 830) | |
| **信用事業総利益** | **211,846** | **220,978** | |
| （３）共済事業収益 | 172,426 | 168,282 | |
| 共済付加収入 | 157,675 | 156,616 | 共済事業に係る受入手数料 |
| 共済貸付金利息 | 337 | 338 | 共済貸付金の受入利息 |
| その他の収益 | 14,414 | 11,327 | 全共連よりの受入奨励金 |
| （４）共済事業費用 | 12,052 | 10,827 | |
| 共済借入金利息 | 338 | 338 | 共済借入金の支払利息 |
| 共済推進費 | 6,604 | 5,484 | 加入者奨励などの推進のための費用 |
| その他の費用 | 5,110 | 5,005 | |
| **共済事業総利益** | **160,374** | **157,455** | |
| （５）購買事業収益 | 539,035 | 515,045 | |
| 購買品供給高 | 523,158 | 489,053 | 利用していただいた購買品の供給高 |
| その他の収益 | 15,877 | 25,992 | 全農よりの受入奨励金など |
| （６）購買事業費用 | 435,190 | 435,138 | |
| 購買品供給原価 | 417,748 | 405,018 | 購買品の供給に係る原価 |
| 購買品供給費 | 1,198 | 1,302 | 購買品の供給に要した費用など |
| その他の費用 | 16,244 | 28,818 | その他の購買費用 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (△ 769) | (5,393) | |
| **購買事業総利益** | **103,845** | **79,907** | |
| （７）販売事業収益 | 48,072 | 48,902 | |
| 販売品販売高 | 3,197 | 3,291 | 直売所買取分 |
| 販売手数料 | 36,108 | 36,361 | 販売品の受入手数料 |
| その他の収益 | 8,767 | 9,250 | 販売事業に係る金利およびその他の販売収入 |
| （８）販売事業費用 | 13,794 | 11,059 | |
| 販売品販売原価 | 2,895 | 3,195 | 直売所買取分 |
| その他の費用 | 10,899 | 7,864 | その他の販売費用 |
| **販売事業総利益** | **34,278** | **37,843** | |

（単位：千円）

| 科　　目 | 28年度<br>（平成29年3月31日） | 29年度<br>（平成30年3月31日） | 説　　明 |
|---|---|---|---|
| （9）保管事業収益 | 14,190 | 14,721 | 米麦の受入保管料など |
| (10)保管事業費用 | 4,981 | 4,976 | 農産物の保管に要した費用 |
| **保管事業総利益** | **9,209** | **9,745** | |
| (11)加工事業収益 | 1,950 | 3,292 | 味噌および精米加工での収益 |
| (12)加工事業費用 | 1,116 | 2,163 | 味噌および精米加工での費用 |
| **加工事業総利益** | **834** | **1,129** | |
| (13)利用事業収益 | 157,892 | 144,490 | カントリー・育苗センター・葬祭・農機利用および観光事業の収益 |
| (14)利用事業費用 | 82,703 | 69,046 | カントリー・育苗センター・葬祭・農機利用および観光事業の費用 |
| **利用事業総利益** | **75,189** | **75,444** | |
| (15)その他事業収益 | 8,767 | 8,837 | 農地利用集積円滑化事業の収益および新聞、書籍の委託料 |
| (16)その他事業費用 | 8,094 | 8,155 | 農地利用集積円滑化事業の費用 |
| **その他事業総利益** | **673** | **682** | |
| (17)指導事業収入 | 5,107 | 3,759 | 賦課金・補助金・実費収入など |
| (18)指導事業支出 | 10,770 | 10,802 | 営農・生活指導などに要した費用 |
| **指導事業収支差額** | **△ 5,663** | **△ 7,043** | |
| **２．事業管理費** | **529,660** | **513,896** | |
| （1）人件費 | 387,655 | 364,446 | 役職員の給料手当・法定福利費など |
| （2）業務費 | 51,943 | 50,921 | 会議費・印刷費・通信費など |
| （3）諸税負担金 | 15,265 | 16,471 | 中央会賦課金・諸税など |
| （4）施設費 | 69,674 | 78,132 | 保守修繕費・保険料・施設管理費・償却費など |
| （5）その他事業管理費 | 5,123 | 3,927 | 固定資産取得に掛かる経費 |
| **事 業 利 益** | **60,927** | **62,243** | |
| **３．事業外収益** | **23,659** | **22,400** | |
| （1）受取出資配当金 | 12,023 | 12,023 | 外部出資に対する受取配当金など |
| （2）賃貸料 | 5,189 | 4,968 | 賃貸による収入 |
| （3）雑収入 | 6,447 | 5,410 | 奨励金・売電収入など |
| **４．事業外費用** | **5,857** | **2,538** | |
| （1）寄付金 | 3,040 | 90 | 寄付金の支払額 |
| （2）雑損失 | 2,817 | 2,448 | 事業外減価償却費など |
| **経 常 利 益** | **78,728** | **82,105** | |
| **１．特別利益** | | **26,274** | |
| （1）一般補助金 | - | 26,274 | 直売所設立に対する国からの補助金 |
| **２．特別損失** | | **83,194** | |
| （1）固定資産圧縮損 | - | 24,267 | 一般補助金に対する圧縮額 |
| （2）減損損失 | - | 2,443 | |
| （3）特例業務負担引当金繰入額 | - | 56,484 | 特例業務負担引当金に対する繰入額 |
| **税 引 前 当 期 利 益** | **78,728** | **25,186** | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 14,459 | 13,965 | 法人税・住民税の支払い予定額 |
| 法人税等調整額 | △ 3,352 | △ 1,081 | 繰延税金資産に係る調整額 |
| 法人税等合計 | 11,107 | 12,884 | |
| **当 期 剰 余 金** | **67,622** | **12,302** | |
| 当期首繰越剰余金 | 88,164 | 88,596 | 前年度より繰越しした剰余金 |
| 経営安定化積立金取崩額 | - | 53,000 | |
| **当 期 未 処 分 剰 余 金** | **155,785** | **153,897** | |

## ３．キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 |
|---|---|
| 1　事業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前当期利益（又は税引前当期損失） | 25,186 |
| 減価償却費 | 34,608 |
| 固定資産圧縮損 | 24,582 |
| 減損損失 | 2,128 |
| 長期前払費用償却 | 4,087 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 4,564 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | 36 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | -23,973 |
| 役員退職慰労引当金の増減額（△は減少） | -2,313 |
| 特例業務引当金の増減額（△は減少） | 56,484 |
| 信用事業資金運用収益 | -220,688 |
| 信用事業資金調達費用 | 47,141 |
| 共済貸付金利息 | -338 |
| 共済借入金利息 | 338 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | -12,023 |
| 補助金受贈益 | -24,582 |
| | |
| （信用事業活動による資産及び負債の増減） | |
| 貸出金の純増（△）減 | 179,128 |
| 預金の純増（△）減 | -2,460,000 |
| 貯金の純増減（△） | 1,928,121 |
| 信用事業借入金の純増減（△） | -4,572 |
| その他の信用事業資産の純増（△）減 | -19,253 |
| その他の信用事業負債の純増減（△） | -12,317 |
| （共済事業活動による資産及び負債の増減） | |
| 共済貸付金の純増（△）減 | 297 |
| 共済借入金の純増減（△） | -297 |
| 共済資金の純増減（△） | 11,985 |
| 未経過共済付加収入の純増減（△） | -974 |
| その他の共済事業資産の純増（△）減 | -1,021 |
| その他の共済事業負債の純増減（△） | -288 |
| （経済事業活動による資産及び負債の増減） | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減 | 4,358 |
| 経済受託債権の純増（△）減 | -30,511 |
| 棚卸資産の純増（△）減 | -12,820 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減（△） | -11,628 |
| 経済受託債務の純増減（△） | 3,722 |
| その他の経済事業資産の純増（△）減 | -5,742 |
| その他の経済事業負債の純増減（△） | -960 |
| （その他の資産及び負債の増減） | |
| その他の資産の純増（△）減 | -14,050 |
| その他の負債の純増減（△） | -36,979 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | -5,610 |
| 信用事業資金運用による収入 | 220,590 |
| 信用事業資金調達による支出 | -31,564 |
| 共済貸付金利息による収入 | 350 |
| 共済借入金利息による支出 | -350 |
| 事業分量配当金の支払額 | -14,390 |
| 小　　計 | -399,536 |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 12,023 |
| 法人税等の支払額 | -11,975 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | -399,487 |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | -599,768 |
| 有価証券の売却による収入 | 510,809 |
| 補助金の受入れによる収入 | 24,582 |
| 固定資産の取得による支出 | -199,882 |
| 外部出資の売却等による収入 | 8,853 |
| | |

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | -255,406 |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 出資の増額による収入 | 23,323 |
| 出資の払戻しによる支出 | -1,398 |
| 回転出資金の払戻しによる支出 | -8,377 |
| 持分の取得による支出 | -328 |
| 持分の譲渡による収入 | 179 |
| 出資配当金の支払額 | -6,800 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 6,599 |
| 5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | -648,294 |
| 6　現金及び現金同等物の期首残高 | 112,060 |
| 7　現金及び現金同等物の期末残高 | -536,234 |

注記

（1）現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

（2）現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 30,229,951 |
| 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 | -30,160,000 |
| 現金及び現金同等物 | 69,951 |

## ４．注記表

### 平成 28 年度　注記表

# 注　記　表

## Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

### １．　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　・・・移動平均法による原価法

② 子会社株式　・・・移動平均法による原価法

### ２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品　・・・売価還元法に基づく原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② その他の棚卸資産（原材料、仕掛品）
・・・個別法に基づく原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### ３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）及び平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却しています。

（２）無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（５年間）で定額法により償却しています。

なお、上記（１）～（２）の平成 15 年４月１日以降に取得した 30 万円未満の減価償却資産については、租税特別措置法第 67 条の５を適用し、一括費用処理を行っています。

### ４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署(企画管理課)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署(監査室)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

**（2）賞与引当金**

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

**（3）退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数 300 人未満であり、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日)で定める小規模企業等に該当することから、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

**（4）役員退職慰労引当金**

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**（5）睡眠貯金払戻引当金**

睡眠貯金払戻損失引当金は、雑益編入した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻しに備えるため、払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

### 5．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス･リース取引については、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### 6．消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

### 7．記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書及びこれらに関する附属明細書の記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しています。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

## Ⅱ．会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年6月17日）を当年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。なお、この変更による財務諸表への影響は軽微です。

## Ⅲ．追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年 3 月 28 日）を当事業年度から適用しています。

## Ⅳ．貸借対照表に関する事項

### １．固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は 458,821 千円で、その内訳は次のとおりです。なお、当期は圧縮記帳を実施していません。

| | |
|---|---|
| 建　物 …… | 165,989 千円 |
| 構築物 …… | 54,077 千円 |
| 機械装置 …… | 225,950 千円 |
| 器具及び備品 …… | 12,805 千円 |

### ２．リース契約により使用する固定資産

（1）オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額は 16,324 千円です。

### ３．担保に供している資産

担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。

定期預金　　2,520,000　千円　信連当座借越、信連為替決済

### ４．子会社に対する金銭債権・金銭債務

・子会社に対する金銭債権の総額は、21,694 千円です。
・子会社に対する金銭債務の総額は、34,199 千円です。

### ５．役員に対する金銭債権・金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

### ６．リスク管理債権の状況

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、8, 868 千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 破綻先債権 | ― 千円 |
| 延滞債権 | 8,868 千円 |
| ３ヵ月以上延滞債権 | ― 千円 |
| 貸出条件緩和債権 | ― 千円 |

＊上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

① 破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

② 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

③ 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## Ⅴ．損益計算書に関する事項

### 1．子会社との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額

| | | |
|---|---|---|
| うち事業取引高 | 39,791 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 480 | 千円 |
| 合　計 | 40,271 | 千円 |

② 子会社との取引による費用総額

| | | |
|---|---|---|
| うち事業取引高 | 1,583 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 4,206 | 千円 |
| 合　計 | 5,789 | 千円 |

## Ⅵ．金融商品に関する事項

### 1．金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画管理課との連携を図

りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

**② 市場リスクの管理**

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

**（市場リスクに係る定量的情報）**

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0．25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が29，039千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

**③ 資金調達に係る流動性リスクの管理**

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

**（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ２．金融商品の時価に関する事項

### （１）金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、（３）に記載しています。

（単位：千円）

| 種　類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　金 | 27,746,740 | 27,737,423 | △ 9,317 |
| 有価証券(その他有価証券) | 2,339,578 | 2,339,578 | — |
| 貸出金 | 3,648,659 | | |
| 貸倒引当金（注１） | △ 12,019 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 3,636,640 | 3,744,531 | 107,891 |
| 資産計 | 33,734,977 | | |
| 貯　金 | 32,889,800 | 32,918,198 | 28,398 |
| 負債計 | 32,889,800 | | |

（注１）貸出金に対応する貸倒引当金を記載しています。
なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

### （２）金融商品の時価の算定方法

**【資産】**

**①　預金**

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**②　有価証券**

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

**③　貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

**【負債】**

**①　貯金**

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報に含まれていません。

| | 貸借対照表計上額（単位：千円） |
|---|---|
| 外部出資(注) | ８７９，３６７ |

（注）外部出資は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

| 種　類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 27,746,740 | — | — | — | — | — |
| 貸出金（注） | 590,668 | 396,042 | 470,049 | 306,402 | 221,501 | 1,663,869 |
| 有価証券<br>(その他有価証券のうち満期があるもの) | 617,000 | 350,000 | 200,000 | — | — | 1,100,000 |

（注）貸出金のうち、当座貸越30,436千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。なお、3か月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等126千円については、償還予定額が見込めないことから、上記の表から除いています。

（5）貯金の決算日後の返済予定額　（単位：千円）

| 種　類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金（注） | 26,339,300 | 4,187,857 | 2,226,283 | 76,057 | 60,304 | — |

（注1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 3．有価証券に関する事項

### （1）有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの　（単位：千円）

| | 種類 | 取得原価<br>又は償却原価 | 貸借対照表<br>計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 債　券 | 2,266,147 | 2,339,578 | 73,431 |
| | 国債 | 99,566 | 99,570 | 4 |
| | 地方債 | 2,066,581 | 2,136,778 | 70,197 |
| | 政府保証債 | 100,000 | 103,230 | 3,230 |
| 合　計 | | 2,266,147 | 2,339,578 | 73,431 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債20,267千円を差し引いた額53,164千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

## Ⅶ. 退職給付に関する事項

### 1．退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

### 2．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 124,940 |
| 退職給付費用 | 22,940 |
| 退職給付の支払額 | △ 23,830 |
| 確定給付年金制度への拠出金 | △ 23,154 |
| 期末における退職給付引当金 | 100,897 |

### 3．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 286,870 |
| 年金資産 | △ 185,973 |
| 未積立退職給付債務 | 100,897 |
| 退職給付引当金 | 100,897 |

### 4．退職給付に関連する損益

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 簡便法で算定した退職給付費用 | 22,940 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 7,818 |
| 合計 | 30,758 |

### 5．農林年金から将来見込額として示された特例業務負担金の額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,235 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 62,201 千円となっています。

## Ⅷ．税効果会計に関する事項

### １．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | （単位：千円） |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 貸倒引当金 | 853 |
| 賞与引当金 | 4,344 |
| 退職給付引当金 | 27,847 |
| 役員退職慰労引当金 | 734 |
| 未払費用 | 3,045 |
| 固定資産減損損失 | 11,545 |
| 未払事業税 | 713 |
| 睡眠貯金 | 1,412 |
| その他 | 1,049 |
| 繰延税金資産計 | 51,542 |
| 評価性引当額 | △ 38,273 |
| 繰延税金資産合計（A） | 13,269 |
| （繰延税金負債） | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 20,267 |
| 繰延税金負債合計（B） | △ 20,267 |
| 繰延税金負債の純額（A＋B） | △ 6,998 |

### ２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | （単位：%） |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6 |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.8 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.8 |
| 事業の利用分量による配当 | △ 5.0 |
| 住民税均等割等 | 0.7 |
| 評価性引当額の増減 | △ 11.8 |
| その他 | 0.6 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 14.1 |

平成 29 年度　注記表

# 注　記　表

## Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

### 1．　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの ・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの ・・・移動平均法による原価法

② 子会社株式 ・・・移動平均法による原価法

### 2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 ・・・売価還元法に基づく原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② その他の棚卸資産（原材料、仕掛品）
・・・個別法に基づく原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（附属設備を除く）及び平成 29 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却しています。

（2）無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5 年間）で定額法により償却しています。

なお、上記（1）～（2）の平成 15 年 4 月 1 日以降に取得した 30 万円未満の減価償却資産については、租税特別措置法第 67 条の 5 を適用し、一括費用処理を行っています。

### 4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署(企画審査課)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署(監査室)が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

（3）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数 300 人未満であり、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号　平成 24 年 5 月 17 日）で定める小規模企業等に該当することから、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5）睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、雑益編入した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻しに備えるため、払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

（6）特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、「農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額」に基づき計上しています。

## 5．消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 6．記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書及びこれらに関する附属明細書の記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しています。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

追加情報

従来、特例業務負担金については、将来見込額を注記する方法によっていましたが、財務内容をより健全化するため、当年度より特例業務負担引当金として負債に計上する方法に変更しています。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が 56,484 千円減少しています。

## Ⅱ．貸借対照表に関する事項

### 1．固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は485,053千円で、その内訳は次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 建　物 …… | 189,476千円 | （うち当期圧縮記帳分　23,487千円） |
| 構築物 …… | 54,857千円 | （うち当期圧縮記帳分　780千円） |
| 機械装置 …… | 225,950千円 | |
| 器具及び備品 …… | 12,805千円 | |

### 2．担保に供している資産

担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。

定期預金　　2,520,000　千円　信連当座借越、信連為替決済

### 3．子会社に対する金銭債権・金銭債務

・子会社に対する金銭債権の総額は、35,584千円です。
・子会社に対する金銭債務の総額は、33,117千円です。

### 4．役員に対する金銭債権・金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

### 5．リスク管理債権の状況

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、20,841千円であり、その内訳は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 破綻先債権 | ― 千円 |
| 延滞債権 | 20,841 千円 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | ― 千円 |
| 貸出条件緩和債権 | ― 千円 |

＊上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

① 破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

② 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

③ 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## Ⅲ．損益計算書に関する事項

### 1．子会社との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額

| | | |
|---|---|---|
| うち事業取引高 | 38,255 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 480 | 千円 |
| 合　計 | 38,735 | 千円 |

② 子会社との取引による費用総額

| | | |
|---|---|---|
| うち事業取引高 | 2,621 | 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,463 | 千円 |
| 合　計 | 4,084 | 千円 |

### 2．減損に関する注記

**（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要**

当組合では、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。

また遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

（単位：千円）

| 区分 | 場所 | 用途 | 減損損失 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土地 | 建物 |
| 遊休資産 | 旧西支所事務所<br>（東近江市鋳物師町） | 遊休 | 2,128 | ― | 2,128 |
| 遊休資産 | 長峰土地<br>（東近江市宮川町） | 遊休 | 315 | 315 | ― |
| 合計 | ― | ― | 2,443 | 315 | 2,128 |

**（2）減損損失を認識するに至った経緯**

西支所、長峰土地の遊休資産は、帳簿価額が回収可能額を下回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。

**（3）回収可能額の算定方法**

西支所、長峰土地の回収可能額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

## Ⅳ．金融商品に関する事項

### １．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付を行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画管理課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が０．25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が34,886千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予

想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2．金融商品の時価に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、（3）に記載しています。

（単位：千円）

| 種　類 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 預　金 | | 30,170,886 | 30,163,734 | △ 7,153 |
| 有価証券(その他有価証券) | | 1,822,860 | 1,822,860 | — |
| 貸出金 | | 3,469,531 | | |
| | 貸倒引当金（注1） | △ 11,189 | | |
| | 貸倒引当金控除後 | 3,458,342 | 3,540,028 | 81,686 |
| 資産計 | | 35,463,278 | | |
| 貯　金 | | 34,817,922 | 34,838,828 | 20,906 |
| 負債計 | | 34,817,922 | | |

（注1）貸出金に対応する貸倒引当金を記載しています。
なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

（2）金融商品の時価の算定方法

【資産】

①　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②　有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除し

て時価に代わる金額として算定しています。
　また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

　要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報に含まれていません。

| | 貸借対照表計上額（単位：千円） |
|---|---|
| 外部出資(注) | ８７０，５１４ |

（注）外部出資は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

| 種　類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 29,100,887 | 1,070,000 | — | — | — | — |
| 貸出金（注） | 617,923 | 497,173 | 333,439 | 246,550 | 178,726 | 1,595,720 |
| 有価証券<br>（その他有価証券） | 350,000 | 200,000 | — | — | — | 1,200,000 |

（注）貸出金のうち、当座貸越 31,500 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額　（単位：千円）

| 種　類 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金（注） | 30,501,974 | 2,415,906 | 1,761,914 | 48,187 | 89,941 | — |

（注1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## 3．有価証券に関する事項

### （1）有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

| | 種類 | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 債　券 | 1,748,922 | 1,824,100 | 73,938 |
| | 国　債 | 99,588 | 102,410 | 2,822 |
| | 地方債 | 1,449,491 | 1,521,370 | 71,879 |
| | 政府保証債 | 99,843 | 100,320 | 477 |
| | 特別法人債 | 100,000 | 98,760 | △1,240 |
| 合　計 | | 1,748,922 | 1,822,860 | 73,938 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 20,407 千円を差し引いた額 53,531 千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

### （2）当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|---|---|---|---|
| 債　券 | 510,809 | 11,309 | 500 |
| 国　債 | 100,892 | 892 | 0 |
| 地方債 | 304,564 | 5,064 | 500 |
| 政府保証債 | 105,353 | 5,353 | 0 |
| 合　計 | 510,809 | 11,309 | 500 |

## Ⅴ．退職給付に関する事項

### １．退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

### ２．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 100,897 |
| 退職給付費用 | 26,434 |
| 退職給付の支払額 | △ 27,956 |
| 確定給付年金制度への拠出金 | △ 22,450 |
| 期末における退職給付引当金 | 76,924 |

### ３．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 279,082 |
| 年金資産 | △ 202,158 |
| 未積立退職給付債務 | 76,924 |
| 退職給付引当金 | 76,924 |

### ４．退職給付に関連する損益

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 簡便法で算定した退職給付費用 | 26,434 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 7,404 |
| 合計 | 33,838 |

### ５．農林年金から将来見込額として示された特例業務負担金の額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,230 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 56,484 千円となっています。

## Ⅵ. 税効果会計に関する事項

### 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | （単位：千円） |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 貸倒引当金 | 2,380 |
| 賞与引当金 | 4,354 |
| 退職給付引当金 | 21,231 |
| 役員退職慰労引当金 | 95 |
| 未払費用 | 741 |
| 固定資産減損損失 | 11,914 |
| 未払事業税 | 863 |
| 特例業務負担引当金 | 15,590 |
| その他 | 1,482 |
| 繰延税金資産計 | 58,650 |
| 評価性引当額 | △ 44,300 |
| 繰延税金資産合計（A） | 14,350 |
| （繰延税金負債） | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 20,407 |
| 繰延税金負債合計（B） | △ 20,407 |
| 繰延税金負債の純額（A＋B） | △ 6,057 |

### 2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | （単位：%） |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6 |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 9.6 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.64 |
| 事業の利用分量による配当 | △ 8.16 |
| 住民税均等割等 | 2.16 |
| 評価性引当額の増減 | 23.93 |
| 中小企業等の軽減税率 | △ 1.53 |
| その他 | 0.19 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 51.15 |

## Ⅶ．その他の事項

1．リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」等の適用初年度取引開始後のファイナンスリース取引

（1）所有権移転ファイナンスリース取引

該当する事項はありません

（2）オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額は 13,814 千円です。

## ５．剰余金処分計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|
| １　当期未処分剰余金 | 155,785 | 153,897 |
| 計 | 155,785 | 153,897 |
| ２　特別積立金取崩額 | 50,000 | 0 |
| ３　剰余金処分額 | 117,190 | 55,809 |
| (1)　利益準備金 | 16,000 | 10,000 |
| (2)　任意積立金 | 80,000 | 35,000 |
| 次期情報システム等更改積立金 | 0 | 5,000 |
| 組織再編繰越積立金 | 60,000 | 10,000 |
| 施設改修等積立金 | 10,000 | 20,000 |
| (3)　出資配当金 | 6,800 | 4,713 |
| 普通出資に対する配当金 | 6,800 | 4,713 |
| (4)　事業分量配当金 | 14,390 | 6,095 |
| ４．次期繰越剰余金 | 88,164 | 98,089 |

（注記）

１．普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
　　平成 28 年度　年　1.5%　　平成 29 年度　年　1.0%

２．事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

| | | [平成 28 年度] | | [平成 29 年度] |
|---|---|---|---|---|
| 定期貯金平残 | (0.020%) | 2,736,588 円 | (0.010%) | 727,528 円 |
| 共済 100 万円当り | (20 円) | 1,303,189 円 | (10 円) | 374,978 円 |
| 購買供給高千円当り | (20 円) | 5,787,989 円 | (10 円) | 2,509,602 円 |
| 出荷米 1 袋当り | (50 円) | 4,561,873 円 | (30 円) | 2,483,047 円 |

３．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれています。
　　平成 28 年度　5,000 千円　　平成 29 年度　5,000 千円

（単位：千円）

| 目的積立金 | 積立目的 | 積立基準（積立目標額）・取崩基準 | 当期末残高 | 積立後残高 |
|---|---|---|---|---|
| 施設改修等積立金 | 当組合の所有する施設の将来において発生する修繕・更新・施設稼動の事故処理等の原資に充てるため。 | 【取崩基準】<br>次のような支出があった年度の決算期において、当該支出額を取り崩すことができる。<br>(1)30,000千円を超える施設もしくは10,000千円を超える土地を取得したとき。<br>(2)5,000千円を超える修理費（事故処理費用含）・改良費を支出したとき。 | 200,000 | 220,000 |
| 次期情報システム更新等積立金 | 全国協同運用センターへ利用および県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため。 | 【積立目標額】<br>20,000千円とする。<br>【取崩基準】<br>平成34年3月の次期情報システム更改時 | 15,000 | 20,000 |
| 組織再編繰越積立金 | 当農協における組織再編にかかる営農・生活・文化改善の事業の費用および組織再編にかかる新たな固定資産の取得に充てるため。 | 【積立目標額】<br>200,000千円とする。<br>【取崩基準】<br>目的に資する費用として、1,000千円以上支出したとき。 | 60,000 | 70,000 |

## ６．部門別損益計算書（平成 29 年度）

（単位：千円）

| 区　　分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 ① | 1,199,456 | 292,128 | 168,282 | 376,443 | 361,270 | 1,333 | |
| 事業費用 ② | 623,316 | 71,150 | 10,827 | 248,692 | 287,144 | 5,503 | |
| 事業総利益 ③（①－②） | 576,140 | 220,978 | 157,455 | 127,751 | 74,126 | △ 4,170 | |
| 事業管理費 ④ | 513,896 | 156,964 | 83,675 | 184,206 | 67,612 | 21,439 | |
| （うち減価償却費⑤） | 32,655 | 2,549 | 1,107 | 24,028 | 4,881 | 90 | |
| （うち人件費⑤’） | 364,446 | 110,000 | 70,867 | 119,084 | 46,694 | 17,802 | |
| ※うち共通管理費 ⑥ | | 60,227 | 28,905 | 57,285 | 20,654 | 2,357 | △ 169,429 |
| （うち減価償却費⑦） | | 2,307 | 1,107 | 2,194 | 791 | 90 | △ 6,490 |
| （うち人件費⑦’） | | 37,193 | 17,850 | 35,376 | 12,755 | 1,455 | △ 104,629 |
| 事業利益 ⑧（③－④） | 62,243 | 64,013 | 73,780 | △ 56,455 | 6,515 | △ 25,609 | |
| 事業外収益 ⑨ | 22,400 | 7,962 | 3,821 | 7,573 | 2,730 | 312 | |
| ※うち共通分⑩ | | 7,962 | 3,821 | 7,573 | 2,730 | 312 | △ 22,396 |
| 事業外費用 ⑪ | 2,538 | 734 | 353 | 699 | 723 | 29 | |
| ※うち共通分⑫ | | 735 | 353 | 699 | 252 | 29 | △ 2,067 |
| 経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪） | 82,105 | 71,242 | 77,249 | △ 49,581 | 8,521 | △ 25,326 | |
| 特別利益 ⑭ | 26,274 | 9,340 | 4,482 | 8,883 | 3,203 | 365 | |
| ※うち共通分⑮ | | 9,340 | 4,482 | 8,883 | 3,203 | 365 | △ 26,274 |
| 特別損失 ⑯ | 83,194 | 20,946 | 10,053 | 44,191 | 7,184 | 820 | |
| ※うち共通分⑰ | | 20,947 | 10,053 | 19,924 | 7,184 | 820 | △ 58,927 |
| 税引前当期利益⑱（⑬＋⑭－⑯） | 25,186 | 59,636 | 71,678 | △ 84,888 | 4,541 | △ 25,780 | |
| 営農指導事業分配賦額⑲ | | 12,394 | 4,842 | 5,845 | 2,700 | △ 25,780 | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳（⑱－⑲） | 25,186 | 47,242 | 66,836 | △ 90,733 | 1,841 | | |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1)　共通管理費等　配賦基準:(人員割＋事業総利益割＋人件費を除いた事業管理費割)の平均値

(2)　営農指導事業　配賦基準：(人員割＋事業総利益割)の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：%）

| 区　　分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 35.55 | 17.06 | 33.81 | 12.19 | 1.39 | 100.00 |
| 営農指導事業 | 48.08 | 18.78 | 22.67 | 10.47 | | 100.00 |

## ７．財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確　認　書

１　私は、当 JA の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1)　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2)　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3)　重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告しております。

平成 30 年 6 月 30 日
滋賀県蒲生町農業協同組合
　代表理事組合長

## Ⅱ　損益の状況

### １．最近５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人、％）

| 項　　目 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益（事業収益） | 1,349,754 | 1,225,805 | 1,220,872 | 1,231,648 | 1,199,456 |
| 信用事業収益 | 254,308 | 260,778 | 286,999 | 284,209 | 292,128 |
| 共済事業収益 | 167,317 | 163,981 | 163,951 | 172,426 | 168,282 |
| 購買事業収益 | 689,791 | 557,589 | 537,706 | 539,035 | 515,045 |
| 販売事業収益 | 44,422 | 51,786 | 47,475 | 48,072 | 48,902 |
| 保管事業収益 | 16,310 | 19,349 | 15,826 | 14,190 | 14,721 |
| 利用・加工事業収益 | 162,715 | 167,063 | 156,982 | 159,842 | 147,782 |
| 指導事業収益 | 5,807 | 4,338 | 3,580 | 5,107 | 3,759 |
| その他事業収益 | 9,084 | 8,222 | 8,353 | 8,767 | 8,837 |
| 経常利益 | 82,116 | 74,883 | 75,448 | 78,728 | 82,105 |
| 当期剰余金 | 62,049 | 53,322 | 49,441 | 67,622 | 12,302 |
| 出資金<br>（出資口数） | 405,612<br>（405,612） | 413,080<br>（413,080） | 442,080<br>（442,080） | 461,379<br>（461,379） | 483,304<br>（483,304） |
| 純資産額 | 2,130,984 | 2,174,522 | 2,258,513 | 2,290,739 | 2,295,618 |
| 総資産額 | 28,829,094 | 29,855,458 | 32,671,290 | 35,811,976 | 37,734,063 |
| 貯金等残高 | 26,066,056 | 27,034,106 | 29,779,396 | 32,889,800 | 34,817,922 |
| 貸出金残高 | 4,628,971 | 4,259,362 | 3,877,165 | 3,648,659 | 3,469,531 |
| 有価証券残高 | 1,343,550 | 1,537,591 | 1,881,245 | 2,339,578 | 1,822,860 |
| 剰余金配当金額 | 15,588 | 19,128 | 19,865 | 21,190 | 10,809 |
| 出資配当額 | 5,999 | 6,175 | 6,395 | 6,800 | 4,714 |
| 特別配当額 | 9,586 | 12,953 | 13,470 | 14,390 | 6,095 |
| 職員数 | 54 | 53 | 55 | 52 | 50 |
| 単体自己資本比率 | 24.72 | 24.03 | 24.55 | 23.44 | 20.46 |

（注）　１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
　　２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
　　３．信託業務の取り扱いは行っていません。
　　４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しております。

## ２．利益総括表

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収支 | 219,515 | 206,997 | △12,518 |
| 役務取引等収支 | 1,240 | 1,297 | 57 |
| その他信用事業収支 | △8,909 | △1,868 | 7,041 |
| 信用事業粗利益<br>（信用事業粗利益率） | 211,846<br>（0.63） | 220,978<br>（0.62） | △9,132<br>（△0.01） |
| 事業粗利益<br>（事業粗利益率） | 590,588<br>（1.45） | 576,140<br>（1.53） | 14,448<br>（0.08） |

## ３．資金運用収支の内訳

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利　息 | 利　回 | 平均残高 | 利　息 | 利　回 |
| 資金運用勘定 | 35,342,039 | 234,516 | 0.664 | 34,755,059 | 220,688 | 0.635 |
| うち預金 | 27,031,890 | 143,659 | 0.531 | 29,084,099 | 144,564 | 0.497 |
| うち有価証券 | 1,865,445 | 29,506 | 1.581 | 2,092,648 | 25,005 | 1.195 |
| うち貸出金 | 3,830,460 | 61,351 | 1.602 | 3,578,312 | 51,119 | 1.429 |
| 資金調達勘定 | 32,075,395 | 47,654 | 0.149 | 34,178,343 | 47,007 | 0.137 |
| うち貯金・定期積金 | 32,027,807 | 46,923 | 0.147 | 34,146,291 | 46,445 | 0.136 |
| うち借入金 | 47,588 | 731 | 1.536 | 32,052 | 562 | 1.753 |
| 総資金利ざや | ― | ― | 0.512 | ― | ― | 0.493 |

（注）　１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
　　２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

## ４．受取・支払利息の増減額

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 平成28年度増減額 | 平成29年度増減額 |
|---|---|---|
| 受　取　利　息 | △16,759 | △13,828 |
| うち預金 | △9,981 | 905 |
| うち有価証券 | 2,324 | △4,501 |
| うち貸出金 | △9,102 | △10,232 |
| 支　払　利　息 | 6,535 | △647 |
| うち貯金・定期積金 | 6,578 | △478 |
| うち譲渡性貯金 | ― | ― |
| うち借入金 | △43 | △169 |
| 差引 | △10,224 | △13,181 |

（注）　１．増減額は前年度対比です。
　　２．受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

## Ⅲ　事業の概況

### １．信用事業

#### （１）貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 流動性貯金 | 7,101,170（ 22.2） | 7,695,600（ 22.1） | 594,430 |
| 定期性貯金 | 24,923,682（ 77.8） | 27,122,202（ 77.9） | 2,198,520 |
| その他の貯金 | 3,519（ 0.0） | 119（ 0.0） | △3400 |
| 計 | 32,028,371（100.0） | 34,817,922（100.0） | 2,789,551 |
| 譲渡性貯金 | ― | ― | ― |
| 合　　計 | 32,028,371（100.0） | 34,817,922（100.0） | 2,789,551 |

（注）　１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（　）内は構成比です。

②　定期貯金残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 定期貯金 | 25,498,231（100.0） | 26,614,165（100.0） | 1,115,934 |
| うち固定金利定期 | 25,496,938（ 99.9） | 26,612,761（ 100） | 1,115,823 |
| うち変動金利定期 | 1,293（ 0.1） | 1,403（ 0.0） | 110 |

（注）　１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　３．（　）内は構成比です。

#### （２）貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 31,701 | 56,403 | 24,702 |
| 証書貸付 | 3,661,584 | 3,282,883 | △378,701 |
| 当座貸越 | 31,158 | 33,032 | 1,874 |
| 金融機関貸付 | 107,000 | 107,000 | 0 |
| 合　　計 | 3,831,443 | 3,579,319 | △252,124 |

### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円、%）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 固定金利貸出 | 2,343,580（ 64.2） | 2,062,530（ 59.5） | △281,050 |
| 変動金利貸出 | 1,274,642（ 34.9） | 1,375,500（ 39.6） | 100,858 |
| そ　の　他 | 30,436（ 0.8） | 31,499（ 0.9） | 1,063 |
| 合　　計 | 3,648,658（100.0） | 3,469,530（100.0） | △179,128 |

（注）（　）内は構成比です。

### ③ 貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 貯金・定期積金等 | 61,945 | 109,410 | 47,464 |
| 有 価 証 券 | — | — | — |
| 動　　産 | — | — | — |
| 不　動　産 | — | — | — |
| その他担保物 | 83,374 | 59,400 | △23,974 |
| 小　　計 | 145,320 | 168,810 | 23,490 |
| 農業信用基金協会保証 | 1,944,189 | 1,975,386 | 31,196 |
| そ の 他 保 証 | 491,991 | 471,130 | △20,861 |
| 小　　計 | 2,436,180 | 2,446,516 | 10,335 |
| 信　　用 | 1,067,157 | 854,204 | △212,953 |
| 合　　計 | 3,648,658 | 3,469,530 | △179,128 |

### ④ 債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円、%）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 設 備 資 金 | 3,058,438（ 83.8） | 2,877,408（ 82.7） | △181,030 |
| 運 転 資 金 | 590,220（ 16.2） | 592,122（ 17.3） | △1,902 |
| 合　　計 | 3,648,658（100.0） | 3,469,530（100.0） | △179,128 |

（注）（　）内は構成比です。

## ⑥　貸出金の業種別残高

（単位：千円、%）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 農　業 | 174,638（ 4.8） | 241,140（ 7.0） | 66,502 |
| 林　業 | — | — | — |
| 水　産　業 | 8,045（ 0.2） | 7,132（ 0.2） | △912 |
| 製　造　業 | 353,833（ 9.7） | 304,563（ 8.8） | △49,269 |
| 鉱　業 | — | — | — |
| 建設・不動産業 | 164,306（ 4.5） | 151,259（ 4.4） | △13,046 |
| 電気・ガス・熱供給水道業 | 67,483（ 1.8） | 62,451（ 1.8） | △5,031 |
| 運輸・通信業 | 154,145（ 4.2） | 149,815（ 4.3） | △4,329 |
| 金融・保険業 | 116,015（ 3.2） | 114,965（ 3.3） | △1,048 |
| 卸売・小売・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業 | 383,003（ 10.5） | 353,191（ 10.2） | △29,810 |
| 地方公共団体・非営利団体 | 962,876（ 26.4） | 693,315（ 19.9） | △187,262 |
| そ　の　他 | 1,264,315（ 34.7） | 1,391,694（ 40.1） | 45,081 |
| 合　計 | 3,648,658（100.0） | 3,469,530（100.0） | △179,128 |

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

## ⑦　主要な農業関係の貸出金残高

### １）　営農類型別

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 穀　作 | 101,828 | 83,721 | △18,107 |
| 野菜・園芸 | — | — | — |
| 果樹・樹園農業 | — | — | — |
| 工芸作物 | — | — | — |
| 養豚・肉牛・酪農 | 14,161 | 2,571 | △11,590 |
| 養鶏・養卵 | — | — | — |
| 養　蚕 | — | — | — |
| その他農業 | 9,666 | 129,551 | 119,885 |
| 農業関連団体等 | — | — | — |
| 合　計 | 125,655 | 215,843 | 90,188 |

(注)１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

　なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

３．「農業関連団体等」には、JA や全農とその子会社等が含まれています。

２） 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 102,059 | 194,249 | 92,190 |
| 農業制度資金 | 23,596 | 21,594 | △2,002 |
| うち農業近代化資金 | — | — | — |
| うちその他制度資金 | 23,596 | 21,594 | △2,002 |
| 合　計 | 125,655 | 215,843 | △90,188 |

(注) １．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 日本政策金融公庫資金 | 23,596 | 19,023 | △4,573 |
| そ　の　他 | — | — | — |
| 合　計 | 23,596 | 19,023 | △4,573 |

(注)日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑧ リスク管理債権の状況

（単位：千円）

| 区　分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 破綻先債権額 | — | — | — |
| 延滞債権額 | 8,868 | 20,831 | 11,963 |
| ３ヵ月以上延滞債権額 | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | — | — | — |
| 合　計 | 8,868 | 20,831 | 11,963 |

(注)１．破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。（以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

２．延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

３．３ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

４．貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ⑨　金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：千円）

| 債権区分 | | 債権額 | 保全額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 平成28年度 | 2,796 | — | 2,796 | — | 2,796 |
| | 平成29年度 | 18,843 | 1,013 | 17,763 | — | 18,776 |
| 危険債権 | 平成28年度 | 6,072 | — | 5,938 | — | 5,938 |
| | 平成29年度 | 1,988 | 102 | 1,887 | — | 1,989 |
| 要管理債権 | 平成28年度 | — | — | — | — | — |
| | 平成29年度 | — | — | — | — | — |
| 小　　計 | 平成28年度 | 8,868 | — | 8,734 | — | 8,734 |
| | 平成29年度 | 20,831 | 1,115 | 19,650 | — | 20,765 |
| 正常債権 | 平成28年度 | 3,642,555 | | | | |
| | 平成29年度 | 3,453,222 | | | | |
| 合　　計 | 平成28年度 | 3,651,423 | | | | |
| | 平成29年度 | 3,474,053 | | | | |

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権
　法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権
　経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権
　３か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権
　上記以外の債権

## ⑩　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## ⑪　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

| 区　分 | 平成28年度 | | | | | 平成29年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 12,779 | 12,019 | — | 12,779 | 12,019 | 12,019 | 11,122 | — | 12,019 | 11,122 |
| 個別貸倒引当金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合　　計 | 12,779 | 12,019 | — | 12,779 | 12,019 | 12,019 | 11,122 | — | 12,019 | 11,122 |

## ⑫　貸出金償却の額

（単位：千円）

| 項　目 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | 0 | 0 |

### （３）内国為替取扱実績

（単位：千件、千円）

| 種　　類 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 仕　　向 | 被 仕 向 | 仕　　向 | 被 仕 向 |
| 送金・振込為替 | 件　数 | 2 | 27 | 3 | 27 |
| | 金　額 | 2,262,983 | 5,131,707 | 2,726,150 | 4,967,682 |
| 代金取立為替 | 件　数 | — | — | — | — |
| | 金　額 | — | — | — | — |
| 雑　　為　　替 | 件　数 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 金　額 | 3,191,946 | 5,001,393 | 6,139,690 | 6,619,388 |
| 合　計 | 件　数 | 3 | 27 | 4 | 28 |
| | 金　額 | 5,454,929 | 10,133,100 | 8,865,840 | 11,587,070 |

### （４）有価証券に関する指標

#### ①　種類別有価証券平均残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 国　　債 | 28,912 | 106,149 | 77,237 |
| 地　方　債 | 1,736,524 | 1,816,678 | 80,154 |
| 政府保証債 | 100,009 | 112,565 | 12,556 |
| 金　融　債 | — | — | — |
| 短 期 社 債 | — | — | — |
| 社　　債 | — | — | — |
| 株　　式 | — | — | — |
| その他の証券 | — | 57,256 | 57,256 |
| 合　　計 | 1,865,445 | 2,092,648 | 227,203 |

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

#### ②　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### ③　有価証券残存期間別残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年度 | | | | | | | | |
| 国　　債 | — | — | — | — | — | 99,570 | — | 99,570 |
| 地　方　債 | — | 1,185,358 | — | — | — | 951,420 | — | 2,136,778 |
| 政府保証債 | — | — | — | — | — | 103,230 | — | 103,230 |
| 金　融　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 短　期　社　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社　　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 株　　式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特別法人債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 平成29年度 | | | | | | | | |
| 国　　債 | — | — | — | — | — | 102,410 | — | 102,410 |
| 地　方　債 | 352,630 | 203,440 | — | — | — | 965,300 | — | 1,521,370 |
| 政府保証債 | — | — | — | — | — | 100,320 | — | 100,320 |
| 金　融　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 短　期　社　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社　　債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 株　　式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特別法人債 | — | — | — | — | — | 98,760 | — | 98,760 |

## （５）有価証券等の時価情報等

### ①　有価証券の時価情報等

（単位：千円）

| 保有区分 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取得価額 | 時　　価 | 評価損益 | 取得価額 | 時　　価 | 評価損益 |
| 売　買　目　的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | — | — | — | — | — | — |
| そ　の　他 | 2,266,147 | 2,339,578 | 73,431 | 1,748,922 | 1,822,860 | 73,938 |
| 合　　計 | 2,266,147 | 2,339,578 | 73,431 | 1,748,922 | 1,822,860 | 73,938 |

（注）　１．時価は期末日における市場価格等によっております。
２．取得価額は取得原価または償却原価によっています。
３．売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
４．満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額としてと計上しております。
５．その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

### ②　金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

### ③　デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

# Ⅳ　経営諸指標

## １．利益率

（単位：％）

| 項　　目 | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.22 | 0.21 | △0.01 |
| 資本経常利益率 | 3.43 | 3.57 | 0.14 |
| 総資産当期純利益率 | 0.17 | 0.03 | △0.14 |
| 資本当期純利益率 | 2.95 | 0.53 | △1.14 |

（注）　１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
　　２．資本経常利益率＝経常利益／純資産平均残高×100
　　３．総資産当期純利益率
　　＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
　　４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産平均残高×100

## ２．貯貸率・貯証率

（単位：％）

| 区　　分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯貸率 | 期　末 | 11.10 | 9.96 | △1.14 |
| | 期中平均 | 11.96 | 10.18 | △1.48 |
| 貯証率 | 期　末 | 7.12 | 5.23 | △1.89 |
| | 期中平均 | 13.99 | 6.13 | △7.86 |

（注）　１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
　　２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
　　３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
　　４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

# Ⅴ　自己資本の充実の状況

## １．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 28年度 | 経過措置による不算入額 | 29年度 | 経過措置による不算入額 |
|---|---|---|---|---|
| コア資本にかかる基礎項目 | | | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 2,190,128 | | 2,213,397 | |
| うち、出資金及び資本　準備金の額 | 461,379 | | 483,304 | |
| うち、再評価積立金の額 | 0 | | 0 | |
| うち、利益剰余金の額 | 1,749,785 | | 1,740,897 | |
| うち、外部流出予定額　（△） | 21,190 | | 10,809 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △179 | | △328 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 12,536 | | 11,569 | |
| うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額 | 12,536 | | 11,569 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 0 | | 0 | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 22,503 | | 17,881 | |
| うち、回転出資金の額 | 22,503 | | 17,881 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 0 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0 | | 0 | |
| コア資本にかかる基礎項目の額　（イ） | 2,225,167 | | 2,242,846 | |
| コア資本にかかる調整項目 | | | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 556 | 0 | 215 | 54 |
| うち、のれんに係るものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 556 | 0 | 215 | 54 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 適格引当金不足額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前払年金費用の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 項　　目 | 28年度 | 経過措置による不算入額 | 29年度 | 経過措置による不算入額 |
|---|---|---|---|---|
| コア資本に係る調整項目の額　（ロ） | 556 | 0 | 215 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額（(イ) ― (ロ)）　（ハ） | 2,224,612 | | 2,242,632 | |
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 8,378,233 | | 9,862,907 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 160,514 | | △ 469,202 | |
| うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く） | 0 | | 0 | |
| うち、繰延税金資産 | 0 | | 0 | |
| うち、前払年金費用 | 0 | | 0 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 160,514 | | △ 469,255 | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | 0 | | 0 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 0 | | 53 | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 1,110,888 | | 1,096,370 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | 0 | | 0 | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | 0 | | 0 | |
| リスク・アセット等の額の合計額　（ニ） | 9,489,120 | | 10,959,277 | |
| <自己資本比率> | | | | |
| 自己資本比率（(ハ) ／ (ニ)） | 23.44% | | 20.46% | |

(注) 1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。

2．当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3．当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ２．自己資本の充実度に関する事項

### ①　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

| | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×４％ | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×４％ |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 99,732 | 0 | 0 | 99,754 | 0 | 0 |
| 我が国の地方公共団体向け | 2,952,806 | 0 | 0 | 2,151,172 | 0 | 0 |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 100,300 | 10,030 | 400 | 99,950 | 0 | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | 100,021 | 20,004 | 800 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 27,749,146 | 5,549,829 | 221,993 | 30,173,412 | 6,034,716 | 241,389 |
| 法人等向け | 147,066 | 147,066 | 5,883 | 116,900 | 116,352 | 4,654 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 122,088 | 91,566 | 3,663 | 135,678 | 72,461 | 2,898 |
| 抵当権付住宅ローン | 269,840 | 94,444 | 3,778 | 234,269 | 81,189 | 3,248 |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | 19,394 | 26,296 | 1,052 | 35,579 | 29,521 | 1,181 |
| 信用保証協会等保証付 | 1,945,585 | 194,558 | 7,782 | 1,977,138 | 193,388 | 7,736 |
| 共済約款貸付 | 15,588 | 0 | 0 | 15,439 | 0 | 0 |
| 出資等 | 879,367 | 879,367 | 35,175 | 977,532 | 2,339,098 | 93,564 |
| 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — | — | — |
| 上記以外 | 1,417,821 | 1,628,638 | 65,146 | 1,510,136 | 1,,445,443 | 57,818 |
| 合　計 | 35,718,733 | 8,621,794 | 344,872 | 37,626,980 | 10,332,172 | 413,288 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b＝a×４％ | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | | 所要自己資本額 b＝a×４％ |
| | 1,110,888 | | 44,436 | 1,096,370 | | 43,855 |
| 所要自己資本額計 | リスク･アセット等（分母）計 a | | 所要自己資本額 b＝a×４％ | リスク･アセット等（分母）計 a | | 所要自己資本額 b＝a×４％ |
| | 9,489,120 | | 379,565 | 9,862,907 | | 394,516 |

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは，元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150％になったエクスポージャーのことです。
４．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
５．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
６．当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ３．信用リスクに関する事項

### ①　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ） |
| 株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ） |
| ムーディーズ・インベスーズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ‘ｓ) |
| Ｓ＆Ｐグローバル・レーディング(Ｓ＆Ｐ) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ) |

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向け<br>エクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー<br>(長期) | R&I,Moody's,JCR,<br>S&R,Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー<br>(短期) | R&I,Moody's,JCR,<br>S&R,Fitch | |

## ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| | | 平成28年度 | | | | | 平成29年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国内残高計 | | 34,696,694 | 3,620,966 | 2,271,940 | — | 19,395 | 37,694,397 | 3,442,532 | 1,752,353 | — | 44,059 |
| 法人 | 農業 | 87,500 | 49,072 | — | — | 2,111 | 115,794 | 84,345 | — | — | 3,059 |
| 法人 | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 法人 | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 法人 | 製造業 | 1,032 | — | — | — | — | 1,051 | — | — | — | — |
| 法人 | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 法人 | 建設・不動産業 | — | — | — | — | — | — | — | 100,021 | — | — |
| 法人 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 56 | — | — | — | — | 60 | — | — | — | — |
| 法人 | 運輸・通信業 | 100,477 | — | — | — | — | 100,066 | — | 99,950 | — | — |
| 法人 | 金融・保険業 | 27,856,150 | 107,009 | — | — | — | 30,285,267 | 107,017 | — | — | — |
| 法人 | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 778 | — | — | — | — | 450 | — | — | — | — |
| 法人 | 日本国政府・地方公共団体 | 3,052,526 | 880,696 | 2,271,940 | — | — | 2,248,917 | 694,987 | 1,552,382 | — | — |
| 法人 | 上記以外 | 923,902 | 71,172 | — | — | 7,447 | 1,105728 | 87,665 | — | — | 9,025 |
| 個人 | | 2,606,156 | 2,513,017 | — | — | 7,041 | 2,557,813 | 2,468,516 | — | — | 8,770 |
| その他 | | 68,117 | — | — | — | 2,796 | 1,279,250 | — | — | — | 23,200 |
| 業種別残高計 | | 34,696,694 | 3,620,966 | 2,271,940 | — | 19,395 | 37,694,397 | 3,442,532 | 1,752,353 | — | 44,059 |
| １年以下 | | 28,526,148 | 157,189 | 619,317 | — | | 29,603,020 | 148,136 | 350,993 | — | |
| １年超３年以下 | | 893,014 | 341,817 | 551,196 | — | | 1,567,530 | 297,250 | 200,244 | — | |
| ３年超５年以下 | | 654,992 | 654,992 | — | — | | 599,346 | 599,346 | — | — | |
| ５年超７年以下 | | 138,363 | 138,363 | — | — | | 221,122 | 221,122 | — | — | |
| ７年超 10 年以下 | | 524,559 | 524,559 | — | — | | 404,938 | 404,938 | — | — | |
| 10 年超 | | 2,770,508 | 1,669,081 | 1,101,427 | — | | 2,882,291 | 1,681,176 | 1,201,116 | — | |
| 期限の定めのないもの | | 1,189,110 | 134,965 | — | — | | 1,136,900 | 90,565 | — | — | |
| 残存期間別残高計 | | 34,696,694 | 3,620,966 | 2,271,940 | — | | 37,694,397 | 3,620,966 | 1,752,353 | — | |

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
６．当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

| 区　分 | 平成28年度 | | | | | 平成29年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 13,336 | 12,537 | — | 13,336 | 12,537 | 12,537 | 11,569 | — | 12,537 | 11,569 |
| 個別貸倒引当金 | 3,868 | 3,089 | — | 3,868 | 3,089 | 3,089 | 8,622 | — | 3,089 | 8,622 |

### ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

| 区　分 | | 平成28年度 | | | | | | 平成29年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 国内計 | | 3,868 | 3,089 | — | 3,868 | 3,089 | | 3,089 | 8,622 | — | 3,089 | 8,622 | |
| 法人 | 農業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融・保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 上記以外 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個　人 | | 3,868 | 3,089 | — | 3,868 | 3,089 | — | 3,089 | 8,622 | — | 3,089 | 8,622 | — |
| 業種別計 | | 3,868 | 3,089 | — | 3,868 | 3,089 | — | 3,089 | 8,622 | — | 3,089 | 8,622 | — |

（注）当 JA では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

### ⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

（単位：千円）

| | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト０％ | － | 3,133,448 | 3,133,448 | — | 2,325,429 | 2,325,429 |
| | リスク・ウエイト２％ | － | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト４％ | － | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 10% | － | 1,896,799 | 1,896,799 | — | 2,077,088 | 2,077,088 |
| | リスク・ウエイト 20% | － | 27,749,147 | 27,749,147 | — | 30,278,383 | 30,278,383 |
| | リスク・ウエイト 35% | － | 267,772 | 267,772 | — | 234,269 | 234,269 |
| | リスク・ウエイト 50% | － | 2,796 | 2,796 | — | 30,863 | 30,863 |
| | リスク・ウエイト 75% | － | 89,539 | 89,539 | — | 135,766 | 135,766 |
| | リスク・ウエイト 100% | － | 2,220,647 | 2,220,647 | — | 1,795,542 | 1,795,542 |
| | リスク・ウエイト 150% | － | 16,599 | 16,599 | — | 11,349 | 11,349 |
| | リスク・ウエイト 200% | － | — | — | — | 589,310 | 589,310 |
| | リスク・ウエイト 250% | － | 33,536 | 33,536 | — | 216,452 | 216,452 |
| | その他 | － | 147,621 | 147,621 | — | 215 | 215 |
| リスク・ウエイト 1250% | | － | — | — | — | — | — |
| 計 | | － | 35,557,904 | 35,557,904 | — | 37,694,665 | 37,694,665 |

（注）１．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

２．自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額、自己資本控除される証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない額を含む。）等があります。

## ４．信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

| 区　分 | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | － | — | — | － | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | － | 100,300 | — | － | 99,950 | — |
| 地方三公社向け | － | — | — | － | — | — |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | － | — | — | － | — | — |
| 法人等向け | — | — | — | — | — | — |
| 中小企業等向け及び個人向け | 3,841 | — | — | 4,690 | — | — |
| 抵当権住宅ローン | － | — | — | － | — | — |
| 不動産取得等事業向け | － | — | — | － | — | — |
| 三月以上延滞等 | － | — | — | － | — | — |
| 証券化 | － | — | — | － | — | — |
| 中央清算機関関連 | － | — | — | － | — | — |
| 上記以外 | 20,262 | — | — | 9,210 | — | — |
| 合計 | 24,103 | 100,300 | — | 13,900 | 99,950 | — |

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## ５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ７．出資等エクスポージャーに関する事項

**①　出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総代会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

**②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価**

（単位：千円）

| | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上　場 | — | — | — | — |
| 非上場 | 9,700 | 9,700 | 9,700 | 9,700 |
| 合　計 | 9,700 | 9,700 | 9,700 | 9,700 |

（注）「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③　出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：千円）

| 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| ― | ― | ― | ― | ― | ― |

### ④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

| 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 53,164 | ― | 53,531 | ― |

### ⑤　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

| 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 32,891 | ― | 33,845 | ― |

## ８．金利リスクに関する事項

### ①　金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当 JA では、市場金利が上下に２％変動したときに発生する経済価値の変化額を金利リスク量として算出しています。

要求払貯金の金利リスク量は明確な金利改正間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当 JA では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0～5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスクを相殺して算定しています。

金利リスク(227 百万円)＝運用勘定のリスク量＋調達の金利リスク量(△)

### ②　金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：千円）

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|
| 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 | △183,906 | △227,448 |

## Ⅵ　役員等の報酬体系

### １．役員

（１）対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（２）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、平成 29 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

| | 支給総額 | |
|---|---|---|
| | 基本報酬 | 退職慰労金（注３） |
| 対象役員(注 1)に対する報酬等 | 17,839,000 円 | 345,000 円 |

（注１）対象役員は、理事 15 名、監事３名です。（期中に退任した者を含む。）
（注２）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

### ２．職員等

（１）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 JA の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当 JA の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 29 年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注１）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
（注２）「同等額」は，平成 29 年度に当 JA の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
（注３）平成 29 年度において当 JA の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

### ３．その他

当 JA の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

# Disclosure 2018